

官報

号外

昭和六十一年五月二十一日

○第百四回 衆議院會議録 第三十号

昭和六十一年五月二十一日(水曜日)

議事日程 第二十八号

昭和六十一年五月二十一日

午後二時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

第二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第四 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 扶養義務の準拠法に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

福家俊一君の故議員前川日君に対する追悼演説
運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

衆議院議員の定数は正に関する決議案(綿貫民輔君外十四名提出)

日程第二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 扶養義務の準拠法に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後二時五分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

○議長(坂田道太君) 御報告いたすことがあります。議員前川日君は、去る十一日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る十八日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力された議員正四位勲二等前川日君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

故議員前川日君に対する追悼演説

○議長(坂田道太君) この際、弔意を表するため、福家俊一君から発言を求められております。これを許します。福家俊一君。

〔福家俊一君登壇〕

○福家俊一君 ただいま議長から御報告がありましたとおり、本院議員前川日君は、去る五月十一日、五十六歳の若さで逝去されました。何たる悲運、まことに痛惜の念にたえません。

君の御尊父、故前川正一先生と私は、戦時中より衆議院議員として、ともに手を携えて、同郷のよしみで特別じっこの間柄で活躍した仲でありましたが、今や私が、この壇上において、正一先生の御子息であり、いまだ春秋に富む君に対し、議員一同を代表して追悼の辞を申し述べることが、人の世のめぐり合わせとは申せ、痛恨のきわみであり、感慨無量なものがあります。(拍手)

前川君は、昭和五年三月、香川県高松市に生をうけられ、長じて参議院議員の秘書として勤務する傍ら、中央大学法学部を優秀な成績で卒業されました。地下足袋の正一さんの愛称のもと、今なお県民に敬慕されている農民運動指導者の父君と、婦人運動の先駆者であり、戦後いち早く婦人議員として香川県議会で地方自治のために尽くされたトミエ女史を母堂に持った君は、御両親の薫陶を受けた根っからの社会主義者でありました。(拍手) 大学在学中に早くも日本社会党に入党された真の闘士でもあったと言えるでしょう。

君は、その後、昭和三十年から約七年間、香川県労働金庫に勤務されたのですが、政治への情熱を燃やし続け、得意のアコーディオンやピアノをみずから演奏し、新しい「うたごえ運動」の先頭に立ちながら、社会党の組織強化に日夜を分かたず奮闘されたのであります。かくして、君の熱情たぎる人柄は多くの人々の敬慕するところとなり、将来を嘱望されて、昭和三十八年九月、日本社会党香川県本部専従となられました。君は、労働、教宣の各部長を歴任され、党勢の拡大に努めるとともに、労働運動の進展に力量を遺憾なく発揮し、その手腕は高く大きく評価されておるところであります。

昭和四十年七月、第七回参議院議員通常選挙が行われるや、日本社会党公認候補者として勇躍出馬し、弱冠三十五歳、香川県が送る初の昭和生まれの参議院議員として光栄ある議席を獲得されたのであります。(拍手) そして、俊英なる君は、建設、決算、予算などの各委員会の委員あるいは理事として幅広く国政の審議に当たられ、八面六臂の精励ぶりには、与野党の別なく、同僚議員がひと

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 故議員前川旦君に対する追悼演説

九五六

しく敬服いたしているところであります。

昭和四十九年には、さらに決算委員長の要職につかれ、持ち前の責任感と積極性をともって公正円滑な委員会の運営に当たり、よくぞその重責を全うされました。

君は、第十一回参議院議員通常選挙では一敗地にまみれ、無念の涙をのんだのでありますが、郷里の大先輩である成田知巳元社会党委員長の急逝により、昭和五十四年十月の第三十五回衆議院議員総選挙に立候補し、心機一転、父正一先生の地盤を継いだ成田元委員長の遺影を胸に選挙戦に臨み、見事最高当選の栄冠に輝かれました。

(拍手)

本院議員としての君は、建設、農林水産、安全保障などの各委員会の委員あるいは理事として、卓越した識見と誠実をもつて幾多の難問の解決に挺身されました。国体の安全と世界の平和を願う君は、特に防衛、軍縮問題に全力投球し、与野党対決ではなく、高い国際的識見から対話の姿勢で質疑に臨まれました。(拍手)非核三原則を厳守しつつ、現実を踏まえた議論を展開されたその姿は、感動的でありました。一方、党にあっては、本州四国連絡橋対策特別委員長、香川県本部委員長等の要職に就任され、政策の推進と党務の処理に臨み、郷土香川の発展にも取り組まれました。

毀譽褒貶を顧みず、郷土愛あふる君は、常に我々香川県選出国會議員の先頭に立ち、党派を超えて瀬戸大橋の建設、新高松空港の建設と香川県開発のための大プロジェクトを推進され、県民の期待にこたえてその実現を見ることがなったのであります。今、瀬戸大橋の架橋は、六十三年の開

通を目指してつち音高く郷土に響き渡っています。架橋完成の暁には、君と二人そろってテープカットしようとしていたのに、その完成を見ずして冥界へ旅立たざるを得なかったことは、君にとつても大きな心残りであったであらう。私にとつてもまことに残念でありました。しかし、県民は必ずや君の業績をしのび、熱い涙を浮かべつつ後世に伝えることであらう。

かくて前川旦君は、国會議員として在職すること十八年十カ月の長きに及び、その間、国政に尽力された功績はまことに偉大なものがあります。

(拍手)

君は、常に、「政治の第一歩は、国民の抱いている不安と心配を解決し、国民生活の向上に努めることである」と語っておられました。君の温顔に接し、だれとでも気さくに話し合う人柄に対し、県民は「旦那ちゃん」と呼んで親しみ、君は誠実と正義をもつてこれにこたえ、コップ酒を酌み交わしながら大衆の中に溶け込み、住民とともに歩んだ真の大衆政治家であり、草の根運動の先駆者でもありました。また、クラシック音楽や仏像など古美術にも造詣深く、美学の徒でもありました。

私が君の政界引退の知らせを耳にしたのは、昨春秋のことでありました。君とは同じ選挙区であり、一票を相争う好敵手でありましたが、君ほどの人格者を国政の場から失うことは、イデオロギーを超え、党を超えて惜しまれてならないとの一念から、日本社会党の石橋委員長に対し、「成田元社会党委員長、父前川正一君及び旦那ちゃんの三代にわたる伝統ある議席を失うことがあってはならない。ついでに、社会党香川県連並びに旦

ちゃんを説得されたい」と申し入れたのであります。石橋委員長は、党派を異にする私の申し入れに快く賛同され、社会党大会前の多忙中にもかかわらず、説得のためその日のうちに高松入りをしてくださいました。

そのとき、私は、石橋委員長の党首としての思いやりに深い感銘を受けました。しかし、時既に遅く、病魔に冒されている旦君は、自分の運命を自覚していたのでありましよう。委員長の説得にも、旦君は翻意されず、また、社会党香川県連内でも、旦君は翻意されず、これを認めてもらえなかったやうであります。今にして思えば、旦君にとつては余りにも酷な私のお願ひであったのでありましようか。返す返すも残念で、私は泣くに泣けない心境であります。

君の死の直前、私が見舞った際、「お互いに元氣を出してないしよ、酒でも一杯やろう」と励まし合いながら、街頭の屋台でハイボールを口にしようとしたら、いきなり君は私の腕をとり、「君は大切な体ではないか。医者から飲むな」とめられていたのじゃないか」とグラスを取り上げて路上にその中の酒を投げ捨ててしまったのであります。そして君自身も、「おれも飲めないのだ」と言って、グラスの縁をなめるのみでありました。君が私の腕をつかんだその力強さと友情の温かさが、今もなお生々しく私のこの体内に生きております。(拍手)君の友情の深さを改めて思い知らされたというのに、このとき見舞いに行った機会が、私と君の永遠の別れになってしまったのであります。

白菊会の会長であった君は、死してもなお義務

を遂行すべく、医療の発展のために香川医科大学に、みずからしかばねを教材として献体第一号として取り計らわれました。鋼のごとき君のその心根に、ただただ感銘するばかりであります。

(拍手)

私は、親友の一人として、率直に申し上げますが、君は死んではおりません。君の政治家としての魂は、この衆議院本会議場の中に脈々として生きております。私は、私に議席のある限り、君の遺影を胸に抱き、主義主張は異なっても、君と政治への情熱を燃やし続けたいと存じます。(拍手)社会党の同僚諸君、旦那ちゃんの死をむだにせず、国民の選良として高い見識を持って、旦那ちゃんのしかばねを乗り越えて日本国のため、国民のためのニュー社会党として、大きく奇与されんことを期待しております。

旦君の長年にわたる政治生活を、内にあって支てこられた奥様を初め御遺族に対しては、その胸中を察するとき、お慰め申し上げる言葉もございません。深くこうべを垂れるのみであります。最後に、もう一度繰り返して申し上げます。厳しい内外の試練の中にある今日、君のような有為な大衆政治家を失いましたことは、日本社会党のみならず、国家国民にとつても大きな損失であり、惜しみても余りあるものがあります。さらば前川君、また会う日もあるであらう。ここに、君の御功績をたたえ、人となりをしるしつつ、心から御冥福をお祈りして、哀悼の言葉といたします。(拍手)

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(坂田道太君) お諮りいたします。

内閣から、運輸審議会委員に渡辺芳男君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(坂田道太君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。公職選挙法改正に関する調査特別委員長三原朝雄君。

公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔三原朝雄君登壇〕

○三原朝雄君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

衆議院議員の定数は正につきましては、過去二

回、昭和三十三年及び昭和五十年に、議員総定数を増員することによって行われたところであり、その後の大幅な人口の地域間移動により、議員定数の配分は、各選挙区間において著しい不均衡を生じ、昭和六十年国勢調査の速報値によりますと、議員一人当たり人口の格差は、一対五・一二倍にまで開いているのであります。

さらに、昭和六十年七月の最高裁判所の判決において、現行の衆議院議員の選挙区別定数の配分規定については、憲法の選挙権の平等の要求に反し全体として違憲との判断が示され、その速やかな是正は、国会に課せられた緊急かつ重要な課題となっているところであります。

もとより、我々は、衆議院議員の定数は正は、議会制民主主義の根幹にかかわる問題であることを深く認識し、数年来、その是正に向けて真剣に取り組んできたところであります。さきの国会においては、次期国会での定数は正の実現を期する旨決議いたしましたところであります。

今国会におきましても、各党派において、極めて精力的に努力が重ねられてきたところでありますが、去る八日、その意見を踏まえての議長調停が提示された次第であります。

公職選挙法改正に関する調査特別委員会におきましては、この議長調停に基づいて是正案の作成につき協議してまいりましたところ、去る十六日の委員会において成案を得、これを委員会提出法律案と決した次第であります。

なお、その際、内閣の意見を聴取いたしました。本案は、当面の暫定措置として、議員一人当

り人口の格差が特に著しい選挙区について、定数の増員、減員及び選挙区の区域の変更により是正を行おうとするもので、その内容は次のとおりであります。

第一に、定数を増員すべき選挙区についてであります。当分の間、北海道第一区、埼玉第二区及び第四区、千葉第一区及び第四区、東京都第十一区、神奈川県第三区、大阪府第三区、八選挙区において、議員定数をそれぞれ一人増員することといたしております。

第二に、定数を減員すべき選挙区についてであります。当分の間、秋田第二区、山形第二区、新潟第二区及び第四区、石川第二区、兵庫第五区、鹿児島第三区、七選挙区において、議員定数をそれぞれ一人減員することといたしております。

第三に、選挙区の区域について、隣接選挙区との境界を変更すべき選挙区についてであります。当分の間、和歌山第一区に属する海草郡は、和歌山第二区に属するものとし、愛媛第一区に属する伊予市及び伊予郡は、愛媛第三区に属するものとし、また、大分第一区に属する大分郡扶間町は、大分第二区に属するものとしたしております。

これにより、衆議院議員の総定数は、当分の間、一人増員して五百十二人となり、また、選挙区別議員一人当たり人口の最高と最低との格差は、三倍未満となるものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して三十日に当たる日以後初めて公示される総選挙から施行するものとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容であります。

ます。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 本案に対しては、松本善明君外二名から、成規により修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨弁明を許します。瀬崎博義君。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

〔瀬崎博義君登壇〕

○瀬崎博義君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま上程されました公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨弁明を行います。

今回、公職選挙法改正調査特別委員長から提出された公職選挙法の一部を改正する法律案は、提出に至る手順、手続が、議会制民主主義と国会運営のルールを踏みにじる異常かつ異例のやり方となつていく点でも、さらに、法案の内容が定数は正の名に値しないその場逃れとなつていく点でも、断じて容認できないものであります。(拍手) 我が党は、選挙権の平等と民意の公正な反映を保障するという定数は正の原点、並びに昨年十二月二十日の全会一致の国会決議の趣旨に基づき、既に一月二十八日、抜本的な定数は正法案を本院に提出しているものであります。

ところが、自、社、公、民各党は連合して、国

会の正規の機関である公職選挙法改正調査特別委員会を、五月十六日に至るまでの一回も開かず、さらに、自民、民社両党は、本会議での趣旨説明を口実として、我が党提出法案の審議を妨害し続けて、今日に至っているであります。言語道断の暴挙と言ふはかりません。(拍手)

しかもその一方で、議長見解と国会決議を受けた国会対策委員長会談の確認に基づいて、各党の合意を得るための機関などと称して、定数は正問題協議会を設置、我が党を排除して、一般マスコミでさえ、極端な秘密主義が貫かれていたと報道したほどの密室協議を重ねたのであります。

しかも、自、社、公、民の各党は、法案を委員長提案とすることによって、法案の委員会審議の省略をも図ったのであります。

こうした議会制民主主義の恐るべき形骸化、じゅうりんに対し、日本共産党・革新共同は、心からの怒りと抗議の意を込めて、修正案を提出しているであります。

国会のルール、議会制民主主義を無視して提出された公職選挙法一部改正案は、内容においても、定数は正の名に値しないごまかしに終始しているであります。

原案は、第一に、選挙区間の議員一人当たりの人口格差を三倍まで許容しています。

格差三倍を認める理由として、合意か違憲かの境界線を一對三とする見地を示した最高裁判決が援用されますが、明確な理論的根拠を欠き、絶対化するべき理由には到底なり得ません。それどころか、今年二月の東京高裁判決が格差二倍以上を違憲としたのを初め、是正に当たった格差基準を

示した高裁判決のうち、二倍以上を違憲としたものは四件にも上り、三倍以上とするものを上回ってさえているのであります。格差三倍論は、国民の常識、学者の通説に反するばかりか、司法の中でも破綻しつつあり、格差二倍未満の是正こそ、天下の道理、違憲状態解消の最小限の措置なのであります。

結果によって定数は正を行うよう義務づけることの三点であります。

第二に、衆議院の総定数は、当面、現行の五百十一人とすることとしております。しかし、このことは、現行総定数を不動のものとして固定化することを意味するものではありません。選挙区制度の根本は、主権者の意思をより正しく反映させることにあり、そのために、現行総定数の変更が必要とされる場合も起こり得るとの立場に立つものであります。

原案は、第二に、現行中選挙区制に新たに四つの二入区を導入しています。

第三に、以上の基準に基づき、具体的には正は次の方法で行っております。

国権の最高機関としての国会の任務を果たすという大道に立って、我が党提出の修正案に賛成されるよう強く主張して、趣旨弁明を終わります。(拍手)

二人区が、議席に結びつかない得票、いわゆる死票を大幅にふやし、民意の公正な反映に反することは、余りにも明白です。それはまた、将来、五人区を二人区と三人区に、四人区を二人区と二人区に分割することを可能にするなど、現行中選挙区制の崩壊に道を開くばかりか、一人一区の小選挙区制のステップとなり、日本型ファシズム推進の危険性すら内包していることを指摘せざるを得ません。現に、自民党の代表が先国会、抜本は正の際には小選挙区制を含めて検討すると言明しているであります。かかるごまかしの定数は正法案をそのまま成立させることは、国会史上に重大な汚点を残すことになるのであります。

一九八五年国勢調査人口を基礎に、議員一人当たりの人口が最小である選挙区の定数から順次削減し、議員一人当たりの人口が最大である選挙区の定数を順次増員して、格差が一對二未満となるよう是正する。是正によって定数が二人以下となった場合には、同一都道府県内の適切な隣接選挙区と合区し、定数が六人以上となった場合は分区分する。必要な場合には、適切な隣接選挙区との境界線変更により再編する。以上の分区分、再編に当たっては、社会的、地理的条件を考慮し、また、現行の行政区画、すなわち市、区、町、村の範囲で行うという方法をとっているものであります。

以上原則並びに方法による是正の結果、増員対象区二十三選挙区で三十二人を増員し、減員対象区三十一選挙区から三十二人を減員することとしております。また、定数格差は一對一・九九七となるのであります。

そこで、我が党は、一九八五年国勢調査結果の速報値をもとに、憲法と国民の要請にこたえる公正、民主的な是正を実現するため、抜本的な修正案を提出しているものであります。

自、社、公、民、社民連五党は、「速やかにその抜本改正の検討を行う」とする決議の提出を予定しています。

○松井新君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立少数。よって、修正案は否決されました。

次に、日程第一につき採決いたします。

○賛成者起立

○賛成者起立

○賛成者起立

○賛成者起立

○賛成者起立

○賛成者起立

すなわち、綿貫民輔君外十四名提出、衆議院議員の定数は正に關する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(坂田道太君) 桜井新君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

衆議院議員の定数は正に關する決議案(綿貫民輔君外十四名提出)

○議長(坂田道太君) 衆議院議員の定数は正に關する決議案を議題といたします。越智伊平君。提出者の趣旨弁明を許します。越智伊平君。

衆議院議員の定数は正に關する決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔越智伊平君登壇〕

○越智伊平君 たいま議題となりました衆議院議員の定数は正に關する決議案につきまして、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び社会国民連合を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

衆議院議員の定数は正に關する決議案
選挙権の平等の確保は議會制民主政治の基本であり、選挙区別議員定数の適正な配分については、憲法の精神に則り常に配慮されなければならない。

今回の衆議院議員の定数は正は、違憲とされた現行規定を早急に改正するための暫定措置であり、昭和六十年国勢調査の確定人口の公表をまつて、速やかにその抜本改正の検討を行うものとする。

抜本改正に際しては、二人区・六人区の解消並びに議員総定数及び選挙区画の見直しを行い、併せて、過疎・過密等地域の実情に配慮した定数の配分を期するものとする。

右決議する。

以上であります。

衆議院議員の定数は正問題については、さきの第百三回国会において議長見解が示され、それを踏まえて、速やかに選挙区別定数は正の実現を期する旨の決議を行いました。

今国会に入りまして、各党間で精力的な話し合いが続けられ、去る五月八日、議長から調停が示されました。その後、公職選挙法改正に関する調査特別委員会の協議を経て、同委員会から公職選挙法の一部を改正する法律案が提出され、ただいま可決された次第であります。

本決議案の提出に当たりましては、議院運営委員会の理事各位の間で鋭意協議を重ね、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び社会民主連合の五党共同提案として提出いたすことになったものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

日程第二 海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(坂田道太君) 日程第二、海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長山下徳夫君。

海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山下徳夫君登壇〕

○山下徳夫君 たいま議題となりました海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に關する千九百七十八年の議定書は、近年におけるタンカーの大型化等にかんがみ、従来からの油に關する規制を強化するとともに、油以外の有害物質の海上輸送の増大等に対応して海洋汚染の包括的な防止を図ることを目的として採択された条約であり、我が国は、昭和五十八年五

月に制定いたしました海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の一部を改正する法律によつて、その実施に關し必要な国内法制の整備を行い、同年六月に同議定書に加入したところであります。

本案は、その後、同議定書の実施時期の一部変更があったこと及び国際海事機関において議定書の一部の改正が採択されたことに伴い、同議定書を実施するため、同法律について所要の改正を行うこととしようとするものであります。

その内容は、
第一に、ばら積みの有害液体物質の規制に關する附屬書Ⅱ關係の第五条の改正規定の内容を、第二条から第四条までの改正規定に先立って施行するため、第五条を第二条とする等の所要の改正を行うこと、
第二に、有害液体物質記録簿の保存期間を、二年間から三年間に改めること、
第三に、ばら積み以外の方法で貨物として輸送される有害な物質の排出等があった場合の通報に關する改正規定の施行期日を変更すること等であります。

本案は、三月二十五日予備審査のため付託され、四月十一日本付託となり、五月九日三塚運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、十六日質疑を行いました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、本案提出に至る國際的な経緯、便宜置籍船問題、内航ケミカルタンカー業界の対応、海洋汚染防止対策の強化等でありましたが、その詳細は委員會議録によつて御承知願いたいと存じます。
かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきも

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案 扶養義務の準拠法に関する法律案

九六〇

のと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(坂田道太君) 日程第三、扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長北川石松君。

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔北川石松君登壇〕

○北川石松君 ただいま議題となりました扶養義務の準拠法に関する条約につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この条約は、ヘーグ国際私法会議における検討の結果、昭和四十八年十月に作成されたものであ

ります。

本条約は、扶養義務に関する国際私法規則を統一し、渉外的扶養事件について均一かつ妥当な解決を図ることを目的とし、国際的な扶養義務について、裁判等において争われた場合、扶養を請求する者が常居所を有する国の法律を適用することを原則とする統一的な準拠法規則を定めるものであります。

本件は、参議院から送付されたものでありまして、四月二十三日外務委員会に付託され、五月十四日安倍外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十六日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第四 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(坂田道太君) 日程第四、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長小泉純一

郎君。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小泉純一郎君登壇〕

○小泉純一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

近年、我が国金融・資本市場が国際金融センターとして発展していくことへの内外の要請が高まっております。本案は、このような要請に対応し、外国為替公認銀行が海外から調達した資金を海外に貸し付けるいわゆるオフショア市場を創設するため、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、外国為替公認銀行が行う非居住者との間の金銭の貸借は、現在、届け出を要することとされておりありますが、これを特別国際金融取引勘定において経理する場合には、届け出を要しないこととしております。

第二に、特別国際金融取引勘定とは、外国為替公認銀行が、非居住者との間で行う一定の預金、金銭の貸借を区分経理するため、大蔵大臣の承認を受けて設ける勘定をいうものとしております。

以上のほか、所要の措置を講ずることとしております。

質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 扶養義務の準拠法に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(坂田道太君) 日程第五、扶養義務の準拠法に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員会理事村上茂利君。

扶養義務の準拠法に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔村上茂利君登壇〕

○村上茂利君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、扶養義務の準拠法に関する条約の締結に伴う国内法上の所要の措置を講じようとするものであり、その目的は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養義務の準拠法に関し必要な事

項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、扶養義務は、扶養権利者の常居所地法によって定めるものとすること。ただし、扶養権利者の常居所地法によればその者が扶養義務者から扶養を受けることができないときは、扶養義務は、当事者の共通本国法によって定めるものとすること。さらに、当事者の共通本国法によっても扶養を受けることができないときは、日本の法律によって定めるものとすること。

第二に、傍系親族間及び姻族間の扶養義務については、扶養義務者は、一定の要件のもとに、扶養権利者の請求に対して異議を述べることができないものとすること。

第三に、離婚をした当事者間の扶養義務は、その離婚について適用された法律によって定めるものとすること。

第四に、公的機関の費用償還を受ける権利の準拠法及び扶養義務の準拠法の適用範囲等について若干の規定を設けるものとすること。

第五に、この法律の施行前の期間に係る扶養義務については、なお従前の例によるものとし、また、この法律の制定に伴い、法例に所要の改正を加えるものとすること等であります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月二十五日同院において原案のとおり可決し、本院に送付されたものであります。

委員会においては、五月十三日鈴木法務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十日質疑を行い、これを終了、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

出席國務大臣

法務大臣	鈴木 省吾君
外務大臣	安倍晋太郎君
大蔵大臣	竹下 登君
運輸大臣	三塚 博君
自治大臣	小沢 一郎君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律

る法律

(議決通知)

一、去る十五日、弥富事務総長から加藤裁判官弾劾裁判所裁判長及び加藤木参議院事務総長あて、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員を次のとおり補欠選任した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

武藤 山治君(前川日君死去につきその補欠)

(通知書受領)

一、去る十六日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

雇用政策に関する条約(第百二十二号)の締結について承認を求めるの件

人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約(第百四十二号)の締結について承認を求めるの件

一、去る十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法

道路交通法の一部を改正する法律

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律

著作権法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

社会保険労務士法の一部を改正する法律

特定商品等の預託等取引契約に関する法律

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

一、去る十六日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

(報告書及び文書受領)

一、去る十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

観光基本法第五條第一項の規定に基づく昭和六十年度観光の状況に関する年次報告
観光基本法第五條第二項の規定に基づく昭和六十一年度において講じようとする観光政策についての文書

中小企業基本法第八條第一項の規定に基づく昭和六十年度中小企業の動向に関する年次報告
中小企業基本法第八條第二項の規定に基づく昭和六十一年度において講じようとする中小企業施策についての文書

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。

国際労働機関憲章第十九條の規定による千九百八十五年の国際労働機関第七十一回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書

一、昨二十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

公害対策基本法第七條第一項の規定に基づく昭和六十年度公害の状況に関する年次報告
公害対策基本法第七條第二項の規定に基づく昭和六十一年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、今二十一日、内閣から、運輸審議会委員に渡辺芳男君を任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十六日、建設委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 木間 章君(理事中村茂君今十六日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

上原 康助君 松浦 利尚君

矢山 有作君 和田 貞夫君

松浦 利尚君 上原 康助君

和田 貞夫君 矢山 有作君

法務委員

辞任

補欠

稲葉 誠一君 島田 琢郎君

小澤 克介君 辻 一彦君

島田 琢郎君 稲葉 誠一君

辻 一彦君 小澤 克介君

農林水産委員

辞任

補欠

太田 誠一君 谷垣 禎一君

野呂田芳成君 金子原二郎君

山岡 謙蔵君 伊吹 文明君

島田 琢郎君 山中 末治君

新村 源雄君 松前 仰君

辻 一彦君

城地 豊司君

駒谷 明君

岡本 富夫君

伊吹 文明君

山岡 謙蔵君

金子原二郎君

野呂田芳成君

谷垣 禎一君

太田 誠一君

城地 豊司君

辻 一彦君

松前 仰君

新村 源雄君

山中 末治君

島田 琢郎君

岡本 富夫君

駒谷 明君

運輸委員

辞任

補欠

加藤 六月君

野呂田芳成君

野呂田芳成君

加藤 六月君

通信委員

辞任

補欠

松前 仰君

新村 源雄君

新村 源雄君

松前 仰君

環境委員

辞任

補欠

和田 貞夫君

矢山 有作君

岡本 富夫君

駒谷 明君

矢山 有作君

和田 貞夫君

駒谷 明君

岡本 富夫君

予算委員

辞任

補欠

松浦 利尚君

上原 康助君

上原 康助君

松浦 利尚君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

宮崎 角治君

坂井 弘一君

坂井 弘一君

宮崎 角治君

外務委員

辞任

補欠

鍵田忠三郎君

山岡 謙蔵君

鯨岡 兵輔君

白井日出男君

白井日出男君

鯨岡 兵輔君

山岡 謙蔵君

鍵田忠三郎君

大蔵委員

辞任

補欠

中川 昭一君

野呂 昭彦君

柴田 弘君

草川 昭三君

古川 雅司君

貝沼 次郎君

安倍 基雄君

神田 厚君

野呂 昭彦君

中川 昭一君

貝沼 次郎君

古川 雅司君

草川 昭三君

柴田 弘君

神田 厚君

安倍 基雄君

運輸委員

辞任

補欠

近岡理一郎君

野中 広務君

野中 広務君

近岡理一郎君

通信委員

辞任

補欠

野中 広務君

近岡理一郎君

田中 慶秋君

塚本 三郎君

永江 一仁君

野中 広務君

近岡理一郎君

伊藤 英成君

伊藤 英成君

永江 一仁君

塚本 三郎君

田中 慶秋君

建設委員

辞任

補欠

坂井 弘一君

宮崎 角治君

伊藤 英成君

永江 一仁君

宮崎 角治君

坂井 弘一君

永江 一仁君

伊藤 英成君

伊藤 英成君

永江 一仁君

鯨岡 兵輔君

柴田 弘君

草川 昭三君

辻 英雄君

鯨岡 兵輔君

柴田 弘君

柴田 弘君

草川 昭三君

池田 克也君

齊藤 節君

近江巳記夫君

古川 雅司君

齊藤 節君

池田 克也君

古川 雅司君

近江巳記夫君

齊藤 節君

玉城 栄一君

塚本 三郎君

小淵 正義君

小淵 正義君

塚本 三郎君

齊藤 節君

村岡 兼造君

内海 英男君

谷垣 禎一君

菊池福治郎君

衛藤征士郎君

田澤 吉郎君

尾身 幸次君

月原 茂皓君

田澤 吉郎君

衛藤征士郎君

尾身 幸次君

尾身 幸次君

月原 茂皓君

谷垣 禎一君

菊池福治郎君

村岡 兼造君

内海 英男君

内海 英男君

村岡 兼造君

谷垣 禎一君

衛藤征士郎君

尾身 幸次君

田澤 吉郎君

月原 茂皓君

尾身 幸次君

尾身 幸次君

月原 茂皓君

谷垣 禎一君

菊池福治郎君

村岡 兼造君

内海 英男君

内海 英男君

村岡 兼造君

谷垣 禎一君

菊池福治郎君

村岡 兼造君

内海 英男君

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

内海 英男君

村岡 兼造君

菊池福治郎君

谷垣 禎一君

田澤 吉郎君

衛藤征士郎君

月原 茂皓君

尾身 幸次君

衛藤征士郎君

田澤 吉郎君

尾身 幸次君

月原 茂皓君

谷垣 禎一君

菊池福治郎君

村岡 兼造君

内海 英男君

内海 英男君

村岡 兼造君

法務委員

辞任

本部 佳昭君

丹羽 兵助君

松永 光君

伊吹 文明君

尾身 幸次君

二階 俊博君

社会労働委員

辞任

湯川 宏君

浦井 洋君

中村正三郎君

梅田 勝君

運輸委員

辞任

梅田 勝君

浦井 洋君

建設委員

辞任

池田 行彦君

根本 和平君

金子原二郎君

桜井 新君

東 力君

森田 一君

山岡 謙蔵君

内海 英男君

金丸 信君

木部 佳昭君

河本 敏夫君

補欠

二階 俊博君

尾身 幸次君

伊吹 文明君

松永 光君

丹羽 兵助君

木部 佳昭君

補欠

中村正三郎君

梅田 勝君

湯川 宏君

浦井 洋君

補欠

浦井 洋君

梅田 勝君

補欠

田澤 吉郎君

内海 英男君

金丸 信君

河本 敏夫君

木部 佳昭君

松永 光君

丹羽 兵助君

根本 和平君

金子原二郎君

東 力君

桜井 新君

田澤 吉郎君

丹羽 兵助君

松永 光君

環境委員

辞任

金丸 信君

河本 敏夫君

白井日出男君

村岡 兼造君

金丸 信君

堀 昌雄君

木内 良明君

坂井 弘一君

渡辺 三郎君

有島 重武君

草野 威君

木内 良明君

堀 昌雄君

有島 重武君

坂井 弘一君

渡辺 三郎君

草野 威君

有島 重武君

坂井 弘一君

渡辺 三郎君

草野 威君

木内 良明君

堀 昌雄君

有島 重武君

坂井 弘一君

渡辺 三郎君

池田 行彦君

山岡 謙蔵君

森田 一君

補欠

村岡 兼造君

白井日出男君

河本 敏夫君

金丸 信君

堀 昌雄君

渡辺 三郎君

草野 威君

有島 重武君

坂井 弘一君

渡辺 三郎君

草野 威君

有島 重武君

坂井 弘一君

渡辺 三郎君

草野 威君

有島 重武君

坂井 弘一君

渡辺 三郎君

草野 威君

有島 重武君

坂井 弘一君

渡辺 三郎君

草野 威君

有島 重武君

坂井 弘一君

渡辺 三郎君

草野 威君

一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出）に対する修正案（松本善明君外二名提出）

衆議院議員の定数は正に関する決議案（綿貫民輔君外十四名提出）

（議案受領）

一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

恩給法の一部を改正する法律及び国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

（委員会審査省略要求書受領）

一、去る十九日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略したい旨の要求書を受領した。

衆議院議員の定数は正に関する決議案

綿貫民輔君外十四名

（議案付託）

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

議員佐藤孝行君の議員辞職勧告に関する決議案（松本善明君外二名提出、決議第三号）

議院運営委員会 付託

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

環境汚染及び道路損耗を防止するためのスパイクタイヤの使用の禁止等に関する法律案（戸田菊雄君外五名提出、衆法第三号）

環境委員会 付託

一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付

された議案は次の委員会に付託された。

恩給法の一部を改正する法律及び国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（二宮文造君外一名提出、衆法第一二号）（予）

内閣委員会 付託

（議案送付）

一、去る十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

国有財産法の一部を改正する法律案

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出）

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

環境汚染及び道路損耗を防止するためのスパイクタイヤの使用の禁止等に関する法律案（戸田菊雄君外五名提出）

（議案通知）

一、去る十五日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

九六三

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十六日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
社会保険労務士法の一部を改正する法律案

一、去る十六日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
雇用政策に関する条約(第百二十二号)の締結について承認を求めるの件

人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約(第百四十二号)の締結について承認を求めるの件
地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

一、去る十六日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案
道路交通法の一部を改正する法律案
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案

著作権法の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
特定商品等の預託等取引契約に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

(質問書提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
民間空港の米軍及び自衛隊の利用に関する質問主意書(瀬長亀次郎君提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
レコードの物品税に関する質問主意書(正木良明君提出)

(答弁書受領)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員矢山有作君提出「日米防衛協力のための指針」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員矢山有作君提出防衛庁の秘密に関する質問に対する答弁書
衆議院議員川崎寛治君提出国家石油備蓄の貯油状況及び財政見通しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員稲葉誠一君提出中曽根内閣の「公約」と「責任」に関する質問に対する答弁書
「日米防衛協力のための指針」に関する質問主意書

右の質問主意書提出する。

昭和六十一年四月十一日
提出者 矢山 有作
衆議院議長 坂田 道太殿

「日米防衛協力のための指針」に関する質問主意書

「日米防衛協力のための指針」(以下「ガイドライン」と言う。)について次のとおり質問する。
一 ガイドラインの性格等について

1 ガイドラインは、条約法に関するウィーン条約第二条に言う「条約」に当たるか。また、同条約第三条に言う「国際的合意」には当たるか。

2 ガイドラインの正文は、英文と日本語のどちらか。

3 ガイドラインについて、「閣議はこれを了承した」と(昭和五十四年五月八日、衆議院内閣委員会、原政府委員)とされているが、「閣議の了承」とは、法的にはどのような性格を有する行為か。また、「了解」との相違如何。「決定」との相違は如何。

4 ガイドラインに基づく次の各研究を担当しているのは、統幕では第一、第五幕僚室のどれか。各幕ではそれぞれ何課か。また、それぞれの研究の現在までの進捗状況はどうか。

(1) 共同作戦計画
(2) 作戦上必要な共通の実施要領
(3) 調整機関のあり方
(4) 作戦準備の段階区分と共通の基準
(5) 作戦運用上の手続
(6) 指揮及び連絡の実施に必要な通信電子活動に関し相互に必要な事項
(7) 情報交換に関する事項
(8) 補給、輸送、整備、施設等後方支援に関する事項

5 ガイドラインに基づく各研究に関連して、防衛庁又は外務省が、防衛、外務以外の省庁との間で、研究、協議、調整、照会等を行う

たことはあるか。あるとすればどの項目について、どこをやったのか。また、その内容は何か。

6

昭和五十三年十二月十五日に防衛庁長官が発した「日米防衛協力に関する研究作業の実施に関する長官指示」の番号はいくつか。また、あて先及び配布区分は誰か。秘区分は何か。

7 ガイドラインに基づく研究に関して政府は、「このガイドラインができた後、研究に入るに当たりまして、防衛庁長官が閣議で特に発言しまして、これから先の研究は防衛庁長官の責任においてやらしていただきたい」ということを申し上げて了承いただいていたとおることとごさいますので……外務大臣にこの研究の中身を御報告するという立場にはごさいません(昭和五十六年三月十八日、参議院予算委員会、塩田政府委員)と述べているが、「防衛庁長官の責任で研究を行う」とは、他省庁の容喙を許さないという意味なのか。

二 「前文」の内容について

1 「関連取極」は、英文では related arrangements と複数形になっているが、具体的には何を指すのか。該当するものすべてを明らかにされたい。

2 「日米両国が有している権利及び義務」とは何か。また、それに「影響を与えるものと解されてはならない」とはどういうことか。

3 「便宜供与」と「支援」はどう違うのか。

4 「関係法令」とは具体的に何か。また政府は、ガイドラインに基づく米国に対する日本

- の便宜供与は「日本の関係法令に従う」のであつて、「今の現行法令ということ考えておるわけではございません(昭和五十九年三月二十七日、衆議院内閣委員会)」と述べているが、「関係法令」と「現行法令」とはどう違うのか。
- 5 「日本の関係法令に従うことが了解される」(It is understood that……)と受身形になつてゐるが、「了解」する主体は誰か。
- 三 Ⅰ(侵略を未然に防止するための態勢)の1について
 - 1 「その防衛政策として」は、どこまでかかるのか。また、あえて「防衛政策として」という言葉を入れた理由は何か。
 - 2 「自衛のため必要な範囲」とは具体的にどのような範囲か。
 - 3 「最も効果的な運用を確保するための態勢を整備」するところがあるが、それには法令の整備を含むか。他には何が含まれるか。
 - 4 「地位協定に従い、米軍による在日施設・区域の安定的かつ効果的な使用を確保する」とはどういう意味か。また、「安定的な使用」と「効果的な使用」はどう違うのか。
 - 5 ガイドラインの他の部分ではすべて「取極」という言葉を用いてゐるのに対して、ここだけ具体的に「地位協定」としてゐるのはなぜか。
 - 6 核攻撃力を有する米軍部隊と自衛隊が共同行動をとることは、我が国の非核三原則に反するのではないか。
 - 7 ガイドラインによれば、米軍は「自衛隊の能力の及ばない機能を補完するための作戦」

- を実施することになつており、その作戦には、米海軍部隊による「機動打撃力を有する任務部隊の使用を伴うような作戦」及び米空軍部隊による「航空打撃力を有する航空部隊の使用を伴うような作戦」が含まれるというが、これらの打撃力には核兵力も含むのではないか。これらの米軍による核兵力の使用に關しては、日米間でどのような協議が行われているか。
- 8 日本防衛のためにこれら米軍が核兵器を使用する場合に、日米間でどのように協議することになつてゐるか。
- 9 「即応部隊」とは具体的にどのような部隊か。
- 10 「前方展開」とはどのような展開か。また、「前方」とは具体的にどこか。
- 11 来援し得るその他の兵力とは具体的にどのようなものか。
- 四 Ⅰの2について
 - 1 「日本に対する武力攻撃」と、日米安保条約第五条の「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」との関係如何。
 - 2 「共同対処行動」とはどのような行動か。また、「共同対処行動」と「共同作戦」との関係如何。
 - 3 「作戦、情報、後方支援等の分野……」の「等」の内容は何か。
 - 4 「作戦」「情報」「後方支援」を、自衛隊ではそれぞれどう定義してゐるか。
 - 5 「自衛隊と米軍との間の協力態勢」とは、具体的にどのような態勢か。

- 五 Ⅰの2の(1)について
 - 1 「日本防衛のための整合のとれた作戦」とはどのような作戦か。
 - 2 「共同作戦計画」とは何か。また、「共同作戦計画」では何が定められるのか。
 - 3 「共同作戦計画」と自衛隊が毎年度作成してゐる各防衛計画とはどういう関係に置かれるのか。
 - 4 「共同作戦計画」についての研究とは何か。
 - 5 他の事項については、例えば「共通の実施要領を……準備しておく」「共通の基準を……定めておく」としてゐるのに、何故、共同作戦計画については「研究を行う」だけで、「作成」したり「定め」たりするとしなかつたのか。
 - 6 「共同作戦計画」についての研究」と「防衛研究」との関係如何。
 - 7 「共同演習」と「共同訓練」との相違如何。
 - 8 「共通の実施要領」とは何か。
 - 9 「この実施要領には、作戦、情報及び後方支援に関する事項が含まれる」とあるが、作戦、情報、後方支援以外ではどのような事項について、「共通の実施要領」は定められるのか。
 - 10 「共通の実施要領」で既に存在しているものはあるか。また、その内容は何か。
 - 11 防衛庁は国会で、海上自衛隊が昭和三十四年頃からACP(連合軍通信要領書)やATP(連合軍戦術要領書)を米軍から提供されて使用していると答弁(昭和五十九年十月十六日、衆議院安保特別委員会)してゐるが、このACP、ATPとはどのようなものか。

- 12 大高説明員は同委員会で、「こういつた文書」という表現を使つてゐるが、「こういつた文書」にはACP、ATP以外に何かがあるか。
- 13 海上自衛隊はリムパック84で何種類のACP及びATPを使用したか。また、それらの名称、内容、秘区分は何か。
- 14 航空自衛隊はACPやATPを使用したことがあるか。陸上自衛隊はどうか。また、それはいつからか。
- 15 海上自衛隊は現在、それぞれ何種類のACP、ATPを使用しているか。航空自衛隊、陸上自衛隊はどうか。
- 16 ACP、ATPは「共通の実施要領」に当たるか。
- 17 米軍が同盟軍との間で結んでゐる標準化協定(Standardization Agreement)は、「共通の実施要領」に当たるか。
- 18 現在までに日本が米軍との間に結んだ標準化協定はあるか。その番号及び名称は何か。
- 19 陸自教範「野外幕僚勤務」第二二四に言う「作戦規定はここに言う「実施要領」に当たるか。
- 20 「共通の実施要領」と「共同作戦計画」との関係如何。
- 21 「通信電子」「連絡」をそれぞれ自衛隊ではどのように定義してゐるか。
- 22 「通信電子活動」に關して相互に必要な事項」とは具体的に何か。そのようなもので既に定められているものもあるのではないか。
- 23 「通信電子活動に關して相互に必要な事項」とACPとの関係如何。

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

九六六

六 Iの2の(2)について

- 1 「情報を作成」とはどういうことか。
 - 2 情報の「交換」は、これまでも行つてきているのではないか。
 - 3 自衛隊の情報を米軍に提供する国内法上の根拠は何か。
 - 4 「交換する情報の種類」とは何か。
 - 5 「交換の任務に当たる自衛隊及び米軍の部隊」とはどのような部隊か。
 - 6 「相互間の通信連絡体系」とはどのようなものか。それを「整備」とは具体的にどうすることか。それには、自衛隊の通信回線と米軍の通信回線とを接続することが含まれるか。
 - 7 「相互間の通信連絡体系の整備等所要の措置を講ずる」とあるが、「所要の措置」には他に何かがあるか。
- 七 Iの2の(3)について
- 1 「補給」「輸送」「整備」「施設」をそれぞれ自衛隊ではどう定義しているか。
 - 2 補給についての「相互支援」とは何か。そのために何を「調整し又は研究を行う」のか。
 - 3 輸送についての「相互支援」とは何か。そのために何を「調整し又は研究を行う」のか。
 - 4 整備についての「相互支援」とは何か。そのために何を「調整し又は研究を行う」のか。
 - 5 施設についての「相互支援」とは何か。そのために何を「調整し又は研究を行う」のか。
 - 6 「補給、輸送、整備、施設等の各機能」とあるが、「等」の内容は何か。
 - 7 「共同の……計画作業」とあるが、この「計画」と「共同作戦計画」との関係如何。

8 「予想される不足補給品目」とはどういうことか。

- 9 「補完の優先順位」とは何か。
 - 10 「取得」を自衛隊ではどう定義しているか。また、「緊急取得」とは何か。
 - 11 「緊急取得」には、自衛隊法第百三条に基づく「物資の収容」は含まれるか。
 - 12 「緊急取得要領」とは何か。この「要領」は英文では procedures と複数形になっているが、具体的にどのような分類で、何種類の「要領」を作るのか。
 - 13 「緊急取得要領」で、現在既に定められているものはあるか。それは何か。
 - 14 「緊急取得要領等」とあるが、「等」の内容は何か。
 - 15 基地の「経済的かつ効率的な利用」とはどんな利用か。また、「経済的な利用」と「効率的な利用」はどう違うのか。更に「経済的かつ効率的な利用」は、Iの1に言う「安定的かつ効果的な使用」とはどう違うのか。
 - 16 「調整」には日米間での新たな「取極」の締結は含まれるか。
 - 17 この「調整」に関連して、日米間で取極が結ばれたことはないか。
- 八 II(日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等)の1(日本に対する武力攻撃がなされるおそれのある場合)について
- 1 「武力攻撃がなされるおそれのある場合」とは何か。また、これと自衛隊法第七十六条の「武力攻撃のおそれのある場合」との関係如何。
 - 2 「日米両国は、連絡を一層密にして……」とあるが、この「連絡」はいかなるルートを通じ

て行うのか。

- 3 日本が行う「所要の措置」の内容如何。
- 4 「情勢の変化に応じて必要と認めるときは……必要な準備を行う」とあるが、「必要」か否かの判断は誰が行うのか。この判断については国防会議に諮るか。国会の承認は得るか。
- 5 「自衛隊と米軍との間の調整機関」とは何か。この「調整機関」は英文では a coordination center と単数になっているが、それはどこに、いつ、どのような手続を経て開設するのか。
- 6 「調整機関」の日米双方の責任者は誰か。管理運営はどこが行うか。
- 7 「調整機関」には幕僚部は置かれるか。また、調整機関に付置すべき機構としてはどのようなものがあるか。
- 8 「調整機関」の勤務態勢は何段階に区分されるか。
- 9 「必要な準備」には、調整機関の開設以外に何かがあるか。
- 10 「作戦準備」には、次のことは含まれるか。
 - (1) 防衛出動待機命令(自衛隊法第七十七条)
 - (2) 治安出動(同七十八条)
 - (3) 治安出動待機命令(同七十九条)
 - (4) 海上保安庁の統制(同八十条)
 - (5) 海上における警備行動(同八十二条)
 - (6) 防衛招集(同七十条)
 - (7) 物資の収容、施設の管理(同百三条)
 - (8) 業務従事命令(同百三条二項)
- 11 「作戦準備」は、防衛出動待機命令より前の時点から着手されるのか。その場合、誰が、

いかなる権限に基づいて、それを命ずるのか。

- 12 「共通の準備段階」とは何か。それは何段階に区分されているか。
- 13 「作戦準備」のうち、どのようなものを「協力して行う」のか。
- 14 「共通の基準」とは何か。また、「共通の準備段階」との関係如何。
- 15 「共通の基準」と「デフコン」との関係如何。「プレフコン」との関係はどうか。
- 16 航空自衛隊の「警戒態勢」と「デフコン」との関係如何。「防空態勢」との関係はどうか。
- 17 「共通の基準」で現在既に定められているものもあるのではないか。それは何か。
- 18 「共通の基準」は、防衛出動命令以前の段階についてだけ設けるのか。防衛出動以後の作戦段階についてはどうするのか。
- 19 「情報活動」とは何か。それは「情報」とどう違うのか。
- 20 「行動準備」とは何か。それは「作戦準備」とどう違うのか。
- 21 「移動」を自衛隊ではどう定義しているか。
- 22 「管理移動」とは何か。定義を明らかにされたい。
- 23 「その他の作戦準備に係る事項」とは、英文では *miscellaneous* と複数になっているが、具体的に何か。
- 24 「部隊の警戒監視のための態勢」とは何か。
- 25 「部隊の戦闘準備の態勢」とは何か。
- 26 「戦闘準備」と「行動準備」との相違如何。「作戦準備」との相違如何。
- 27 「共通の基準」の区分は、「共通の準備段階」

の区分と完全に一致するのか。

28 準備段階の選択についての「日米両国政府の合意」を行う場合は日米安保協議委員会か。

29 日本政府が行う準備段階の選択は、閣議に諮って決めるのか。国防会議等の閣議以外の場で決めることもあり得るのか。

九 Ⅱの2 (日本に対する武力攻撃がなされた場合)の(1)について

1 「限定的かつ小規模な侵略」とはどのような侵略か。

2 侵略が「限定的かつ小規模」であるとの判定は誰が行うのか。

3 「侵略の規模」と「侵略の態様」の相違如何。

4 「侵略の……態様等」の「等」は英文では other factors of aggression (他の侵略の諸要素) となつてゐるが、それは具体的には何か。

5 「独力で排除することが困難」との判定は誰が行うのか。

6 ガイドラインは、「日本は……限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する場合と、」独力で排除することが困難な場合には、米国の協力をまつて、これを排除する」場合の二つの場合を挙げて、侵略を排除するに当たつて、「米国が協力しない場合があり得ることを明示している。だが、日米安保条約第五条は、「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃に對しては、それが「限定的かつ小規模」である」と否とを問わず、「共通の危険に對処するよう行動する」ことを米国に義務付けてゐるのであり、侵略排除に当たつて米国が協力しない場合があり

得ることを日米間で合意したことは、安保条約を事実上改定したものと言わねばならぬ。政府の見解如何。

十 Ⅱの2の(2)について

1 英文の defense capability と defense capacity を、邦文は「防衛力」と、同じ訳語をあててゐるが、この二つはどう違うのか。

2 防衛力を使用する上での「適時な方法」(timely manner)とは何か。

3 防衛力を使用する上での「効果的な方法」(effective manner)とは何か。

十一 Ⅱの2の(1)(作戦構想)について

1 「自衛隊は主として日本の領域及びその周辺海空域において防衛作戦を行い」とあるが、そうすると自衛隊は従として「攻勢作戦」なども実施するのか。

2 「防衛作戦」を自衛隊ではどう定義しているか。また、「防衛作戦」との相違如何。

3 「周辺海空域」の範囲如何。

4 米軍の行う「支援」の内容如何。

5 「自衛隊の能力の及ばない機能」(英文では functional areas と複数形)とは具体的に何か。また、それを「補完するための作戦」とはどのような作戦か。

6 報道によれば、「自衛隊の能力の及ばない機能」に関連して、防衛庁首脳は、敵地攻撃や核兵器、空母、長距離爆撃機の運用などについて「米側とこれらの点を協議するに際しては『いつ、どこで、どのような状況で使用するか』につき、わが国も独自の観点を準備することが必要だ(一九七八年十一月三十日、読売新聞)と述べたと伝えられてゐるが、

これらについて自衛隊はどのような「観点」を準備しているのか。また、それに基づいて米側とはどのような協議を行つてゐるのか。

十二 Ⅱの2の(2)(a)(陸上作戦)について

1 「米空軍」「米海軍」とあるのに、なぜ「米陸軍」とせずに「米陸上部隊」となつてゐるのか。

2 「阻止のための作戦」とは何か。

3 「持久のための作戦」とは何か。

4 「反撃のための作戦」とは何か。

5 「海上作戦」の項にも「航空作戦」の項にもない、「必要に応じて来援し」という文言をわざわざ挿入した理由如何。

十三 Ⅱの2の(2)(b)(海上作戦)について

1 「陸上自衛隊及び米陸上部隊は、日本防衛のための陸上作戦を共同して実施し」、「航空自衛隊及び米空軍は、日本防衛のための航空作戦を共同して実施する」となつてゐるのに、なぜ「海上作戦」については「日本防衛」という言葉が使われていないのか。

2 「周辺海域の防衛」「海上交通の保護」とあるが、「防衛」と「保護」とはどう違うのか。また、「防衛」との相違如何。

3 「周辺海域の防衛のための海上作戦」とは何か。

4 「海上交通の保護のための海上作戦」とは何か。

5 「海上交通」とは、日本に來航する船舶、又は日本から外国へ向かう船舶の「海上交通」に限られるのか。それとも、日本の港を経由することなく、外国から他の外国へ(例えば米

国から韓国へ)航行する船舶の海上交通も含むのか。

6 「海上交通」には、米海軍の海上交通も含まれるか。

7 ガイドラインによれば、「日本及び米国は、米国から日本への補給品の……輸送活動を緊密に協力して実施する」となつてゐるが、「海上交通」には、この「米国から日本への補給品の……海上輸送」は含まれるか。

8 「周辺海域の防衛のための海上作戦及び海上交通の保護のための海上作戦」の部分は、英文では the defense of surrounding waters and the protection of sea lines of communication となつてゐるが、「周辺海域」の語は「海上交通」にかかつてゐないが、自衛隊が実施する海上交通保護作戦の地理的限界はどこまでか。

9 「日本の重要な港湾及び海峡」とは具体的にどこか。

10 「港湾及び海峡の防衛」とは何か。

11 「対潜作戦」とは何か。

12 「船舶の保護のための作戦」とは何か。

13 「船舶」には米海軍の空母も含まれるか。

14 「その他の作戦」とは具体的に何か。

15 「陸上自衛隊は……を実施する」、「航空自衛隊は……を実施する」となつてゐるのに、なぜ海上作戦についてだけ「海上自衛隊は……を実施する」と、「主体となつて」という文言をわざわざ入れたのか。

16 政府は、一九八四年四月十日に公表した「海上防衛力整備の前提となる海上作戦の地理的範囲について」の統一見解で、ガイドラインでは「周辺海域」の範囲を、日米が共同

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

九六八

して作戦を行う海域という観点から、航路帯を設ける場合のおおむね千海里程度の海域をも含むより広い概念で使用しているが、これは運用上の観点に立つたものである。」と述べている。ここに言う「運用上の観点」とは何か。

- 17 米海軍が行う「支援」の内容如何。
- 18 「機動力」(mobility)とは何か。
- 19 「打撃力」(strike power)とは何か。
- 20 「任務部隊」とは何か。
- 21 「機動打撃力を有する任務部隊」とは、具体的にどの部隊か。
- 22 「機動打撃力を有する任務部隊の使用を伴うような作戦」とは具体的にどのような作戦か。
- 23 「侵攻兵力を撃退するための作戦」には、「機動打撃力を有する任務部隊の使用を伴うような作戦」以外に、どのような作戦が含まれるか。
- 24 「侵攻兵力を撃退するための作戦」には、相手国土への攻撃も含まれるか。
- 25 「米海軍部隊は、海上自衛隊の行う作戦を支援し」、「米空軍部隊は、航空自衛隊の行う作戦を支援」するに、なぜ米陸上部隊は陸上自衛隊の行う作戦を「支援」しないのか。
- 十四 IIの2の(i)の(c)「航空作戦」について
 - 1 「防空」とは何か。
 - 2 「着上陸侵襲阻止」とは何か。
 - 3 「対地支援」とは何か。
 - 4 「航空偵察」とは何か。
 - 5 「航空輸送」とは何か。
 - 6 「……航空輸送等の航空作戦」と等となつ

ているが、「航空作戦」には右の外に何があるか。

- 7 「対地支援」には相手国土への爆撃を含むか。
- 8 「航空偵察」には相手国土の偵察も含むか。
- 9 「航空輸送」には米軍の兵員の輸送も含むか。
- 10 「航空輸送」には「日本から外国へ」又は「外国から日本へ」の輸送も含むか。
- 11 米空軍部隊が行う「支援」の内容如何。
- 12 「航空打撃力」とは何か。
- 13 「航空打撃力」は英文では additional strike power となっているが、additional の意味は何か。
- 14 「航空打撃力を有する航空部隊」とは具体的に米軍のどの部隊か。
- 15 「航空打撃力を有する航空部隊の使用を伴うような作戦」とは具体的にどのような作戦か。
- 16 「侵攻兵力を撃退するための作戦」には、「航空打撃力を有する航空部隊の使用を伴うような作戦」以外に、どのような作戦が含まれるか。
- 17 「侵攻兵力を撃退するための作戦」には、相手国土への攻撃は含まれるか。

- 十五 IIの2の(i)の(d)について
 - 1 「情報、後方支援等の作戦に係る諸活動」と、「等」という文字が使われているが、「作戦に係る諸活動」には情報、後方支援以外に何があるか。
 - 2 「作戦に係る諸活動」に関する「必要な支援」の内容如何。

3 自衛隊が米軍に「支援を与える」国内法上の根拠は何か。

4 ガイドラインが統合部隊間の共同について全く触れていないのは何故か。

十六 IIの2の(ii)「指揮及び調整」について

- 1 「指揮及び調整」を、自衛隊ではどう定義しているか。
- 2 「指揮系統」は英文では command and control channels となっているが、command(指揮)と control(統制)の相違如何。
- 3 「指揮権」と「統制権」の相違如何。
- 4 「作戦統制」とは何か。
- 5 米陸軍の教範「作戦」は、第十七章「連合作戦」の「日本における作戦に影響を及ぼす要因」について述べた中で、自衛隊に対する「作戦統制」はある限られた期間又は、特別の状況下で必要となる場合がある」と述べている。そこで問う。
 - (1) 日米共同作戦に際して、自衛隊の部隊が自衛隊の指揮下に置かれたまま、ある特定の行動又は作戦に関して、米軍から作戦統制を受けることはないか。
 - (2) 同じく、自衛隊の部隊が米軍の部隊の下に配属されることはないか。
- 6 「整合のとれた作戦」とは何か。
- 7 「作戦運用上の手続」とはどのようなものか。
- 8 「あらかじめ調整された作戦運用上の手続」とあるが、「作戦運用上の手続」の何をどのように調整するのか。
- 9 「あらかじめ調整された作戦運用上の手続」と「共通の実施要領」の相違如何。

- 十七 IIの2の(ii)「調整機関」について
 - 1 「自衛隊及び米軍は……作戦、情報及び後方支援について相互に緊密な調整を図る」とあるが、具体的にどのような内容についての調整を行うのか。
 - 2 この調整機関と、自衛隊の中央指揮所との関係如何。
 - 3 この調整機関での調整は、自衛隊の制服組の手に完全に委ねられるのか。もしそうだとすれば、自衛隊の作戦の内容が日米の制服組の手で実質的に決定されることになり、シビリアン・コントロールがきかなくなるのではないか。調整機関での調整に対する防衛庁内局の関与の形態如何。また、外務省はどう関与するのか。
- 十八 IIの2の(ii)「情報活動」について
 - 1 「情報活動」とは何か。中曽根首相は、特殊部隊による諜報、謀略、破壊活動などをどう思うかとの質問に対して、「やつぱり近代防衛におきましてはインテリジェンスオペレーション」というのは必要であり、日本の防衛に

10 「あらかじめ調整された作戦運用上の手続」で、現在既に存在しているものはあるか。それは何か。

11 いわゆる「松前・バークス協定」は今日もなお有効か。

12 「松前・バークス協定」は締結以来今日まで何回改正されたか。その改正年月日はいつか。

13 「松前・バークス協定」は、ガイドラインの「あらかじめ調整された作戦運用上の手続」に当たるか。

- 十九 IIの2の(ii)「調整機関」について
 - 1 「自衛隊及び米軍は……作戦、情報及び後方支援について相互に緊密な調整を図る」とあるが、具体的にどのような内容についての調整を行うのか。
 - 2 この調整機関と、自衛隊の中央指揮所との関係如何。
 - 3 この調整機関での調整は、自衛隊の制服組の手に完全に委ねられるのか。もしそうだとすれば、自衛隊の作戦の内容が日米の制服組の手で実質的に決定されることになり、シビリアン・コントロールがきかなくなるのではないか。調整機関での調整に対する防衛庁内局の関与の形態如何。また、外務省はどう関与するのか。
- 二十 IIの2の(ii)「情報活動」について
 - 1 「情報活動」とは何か。中曽根首相は、特殊部隊による諜報、謀略、破壊活動などをどう思うかとの質問に対して、「やつぱり近代防衛におきましてはインテリジェンスオペレーション」というのは必要であり、日本の防衛に

設立つと思つております。(昭和五十九年三月三十日、参議院予算委員会)と答弁しているが、ガイドラインの「情報活動」も諜報、謀略、破壊活動などを含むのか。

2 「情報組織」とは何か。米軍及び自衛隊の情報組織には、それぞれどのようなものがあるのか。

3 「自衛隊及び米軍は……協力して情報活動を実施する」とあるが、具体的に何をどのよう協力するのか。

4 作戦の遂行(implementation)と、作戦の実施(conduct)とはどう違うのか。

5 「情報の要求」「情報の収集」「情報の処理」「情報の配布」とはそれぞれ何か。また、それについて何を「調整」するのか。

6 「保全」とは何か。それに「責任を負う」とはどういうことか。

7 「保全に関し責任を負う」ための、新たな立法措置は必要ないのか。

十九 IIの2の(v)(後方支援活動)について

1 「日米両国間の関係取極」は英文では relevant agreements と複数形になっているが、具体的に何を指すのか。該当するものすべてを列挙されたい。

2 この「関係取極」は、現行の取極に限られるのか。あるいは将来日米間で締結される取極を含むのか。

3 この「関係取極」と、ガイドラインの前文の「(安保条約の)関係取極」との関係如何。

4 現在でも自衛隊が米軍に対して後方支援活動を行っている分野があるのではないか。その内容、実績及び国内法上の根拠を明らかに

されたい。

5 「後方支援(logistic support)及び「後方補給(logistics)」をそれぞれ自衛隊ではどう定義しているのか。

6 日本(自衛隊)が米軍(米軍)に対して行う後方支援には、人員の補充、捕虜・戦没者の取扱い、健康管理等の「人事」は含まれるのか。

7 「後方支援の各機能」とは具体的に何か。二十 IIの2の(v)(a)(補給)について

1 「補給」「装備品等」「補給品」「取得」を、自衛隊ではそれぞれどのように定義しているのか。

2 米軍が「米軍製の補給品の取得を支援する」とは、どういうことか。

3 日本が「日本国内における取得を支援する」とは、どういうことか。

4 「日本は……支援する」とあるが、支援を行うのは具体的に日本のかいかなる機関か。また、それについて所管する省庁は何か。

5 「取得」と「調達」はどう違うか。

6 日本側が行う「取得」には、自衛隊法第百三

条に基づくものも含まれるのか。

二十一 IIの2の(v)(b)(輸送)について

1 「輸送」を自衛隊ではどのように定義しているのか。

2 「米軍から日本への……輸送」に従事する日本側の機関は何か。また、それを所管する省庁は何か。

3 「米軍から日本への……輸送」に従事するものには、自衛隊法第百三条に基づき業務従事命令を受けたものも含まれるのか。

二十二 IIの2の(v)(c)(整備)について

1 「整備」を自衛隊ではどう定義しているのか。

2 「品目」と「装備品」の相違如何。

3 「サルベージ」と「回収」の相違如何。

4 「米軍製の品目の整備であつて日本の整備能力が及ばないもの」としては具体的にどのようなものがあるのか。

5 「日本国内において米軍の装備品の整備を支援する」日本側の機関は何か。

6 自衛隊が「米軍の装備品の整備」を行うことはあるか。あるとすれば、その国内法上の根拠は何か。

7 これまで自衛隊が米軍の装備品の整備を行つたことはあるか。

8 「整備要員の技術指導」とは具体的に誰が誰に何を指導することか。

9 「関連活動」とは、何に関連する活動か。

10 「サルベージ」「回収」の支援に当たる日本側の機関は何か。

二十三 IIの2の(v)(d)(施設)について

1 「施設」を自衛隊ではどう定義しているのか。

2 安保条約の「関連取極」は英文では arrangements と複数形になっている。この場合の「関連取極」として一つは米軍地位協定があると思われるが、他に何かあるのか。

3 この「関連取極」とガイドラインの前文に言う「関係取極」との関係如何。

4 この「関連取極(related arrangements)」と、「(v) 後方支援」の最初の部分にある「関係取極(relevant agreements)」との関係如何。

5 基地の「効果的な使用」と「経済的な使用」の相違如何。

6 ここに言う「効果的かつ経済的な使用」と、

Iの2の(i)に言う「経済的かつ効率的な利用」と相違如何。また、Iの1に言う「安定的かつ効果的な使用」との相違如何。

7 「同条約及び取極」の「取極」と「安保条約の「関係取極」との関係如何。

8 この「関係取極」は現行の取極を指すのか。それとも将来日米間で締結するものも含まれるのか。

9 自衛隊の基地を米軍に使用させる法的根拠として政府は「地位協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」第二条を挙げている(昭和四十六年三月一日、衆議院予算委員会)。だが同法は、国有財産の管理及び処分

の方法、手続等を定めたものであつて、自衛隊基地を米軍に使用させる権限を自衛隊に与える法的根拠とはなり得ない。自衛隊の権限は自衛隊法に定めなければならないことは、自衛隊法第一条より明らかである。そこで

問う。自衛隊基地を米軍に使用させる自衛隊法上の根拠規定は何か。

二十四 II(日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力)について

1 「極東」の範囲如何。また、この「極東」には中東地域は含まれるのか。

2 「日本以外の極東における事態」とは具体的にどのような事態か。また、それが「日本の安全に重要な影響を与える場合」とはどのような場合か。

3 「日本の安全に重要な影響を与える」か否かの認定は誰が行うのか。その認定については国会に諮るか。また、閣議には諮るか。

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

九七〇

- 4 「日米両政府は……隨時協議する」とあるが、この「協議」と日米安保条約第四条の「隨時協議」との関係如何。また、この「隨時協議」の場としては具体的には何を考えているのか。
- 5 「その関連取極」(英文は its related arrangements と複数形)とは具体的に何なのか。
- 6 「その関連取極」とⅡの2の(v)の(d)に言う安保条約の「関連取極」は同一のものか。前文に言う「関連取極」とはどうか。
- 7 「その他の日米間の関係取極」(英文は other relevant agreements と複数形)について政府は、「その他の日米間の関係取極」というのは、日米相互防衛援助協定を意味しております(昭和五十四年五月八日、衆議院内閣委員会)と、その一つを明らかにしているが、それ以外には何があるのか。
- 8 「関係取極」とⅡの2の(v)に言う「日米両国間の関係取極」との関係如何。
- 9 「日本の関係法令」としては具体的には何があるか。
- 10 「便宜供与のあり方」は、英文では the scope and modalities of facilitative assistance と、「便宜供与の範囲と方式」という表現になっているが、「便宜供与の scope (範囲)」とはどういうことか。また、「便宜供与の modalities (方式)」とはどういうことか。
- 11 「米軍による自衛隊の基地の共同使用……のあり方」も英文は the scope and modalities of joint use と、「共同使用の範囲と方式」という表現になっている。「共同使用の

scope (範囲)」「共同使用の modalities (方式)」との相違如何。

12 極東有事研究については作業の内容について公表しないことを日米間で合意していると言われているが、その合意は、①いつ、②誰によって、③どのような形でなされたのか。

13 基地の共同使用以外の「その他の便宜供与」とは具体的に何を想定しているのか。

14 政府は極東有事の際の米軍に対する便宜供与に関して、「現行法令上の物品管理法等」で可能な分野がござります(昭和五十九年三月二十七日、衆議院内閣委員会)と答弁しているが、現行法令上可能な分野としては具体的に何があるのか。また、「物品管理法等」と言っているが、物品管理法以外にはどのような法令を想定しているのか。

15 ガイドラインは、「このような研究には、米軍による自衛隊の基地の共同使用その他の便宜供与のあり方に関する研究が含まれる」と、極東有事研究では「共同使用」及び「その他の便宜供与」以外についても研究を行うことを示しているが、それは何か。右質問する。

内閣衆質一〇四第一三号

昭和六十一年五月十六日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員矢山有作君提出「日米防衛協力のための指針」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員矢山有作君提出「日米防衛協力のための指針」に関する質問に対する答弁書

一の1及び2並びに二の5について

「日米防衛協力のための指針」は、日米間の協力の在り方に関する防衛協力小委員会の研究・協議の結果を取りまとめた文書の形にしたものであり、その性格は飽くまでも指針である。

一の3について

御指摘の答弁は、「日米防衛協力のための指針」(以下「指針」という。)の内容については、閣議において、外務大臣及び防衛庁長官から報告され、了承されたものである」との趣旨を述べたものである。

なお、「閣議決定」とは、内閣の機関意思を決定するものとして、閣議で決定をいい、「閣議了解」とは、行政事務を分担管理する国務大臣が、その機関意思を決定するにつき、閣議において与えられる了解をいう。

一の4について

統合幕僚会議事務局及び陸上、海上、航空各幕僚監部の関係部局がそれぞれの所掌事務に応じ御指摘の各研究に参加しており、それぞれを担当する室又は課を特定することはできない。また、これまで共同作戦計画の研究を優先して進めてきているが、他の項目についても逐次研究を実施している。

一の5について

研究を実施するに当たつての政府部内における具体的な協議等の状況については、事柄の性質上、答弁することを差し控えたい。

一の6について

御指摘の文書の番号は、「長官指示第六号」であり、同文書は、統合幕僚会議議長及び陸上、海上、航空各幕僚長に対して発出されている。なお、同文書は、秘密ではない。

一の7について

「指針」が閣議に報告された際、防衛庁長官が「この指針に基づき自衛隊が米軍との間で実施することが予定されている共同作戦計画の研究その他の作業については、防衛庁長官が責任をもつて当ることとした」といふ旨発言したのは、これらの研究の性格等によるものであり、このことに御指摘のような意味はない。

二の1及び4、十九の1から3まで、二十三の2から4まで、7及び8並びに二十四の5から9までについて

通常、日米安保条約の関連取極とは、条約第六条の実施に関する交換公文、吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文、地位協定、相互防衛援助協定に関する交換公文をいい、また、関係法令及び関係取極とは、それぞれその時々現に存在する国内法令及び日米間の取極を意味する。

二の2及び3、三の2、4及び9から11まで、四の5、五の1、六の1及び4、七の8、9及び15、八の24、十二の2から4まで、十三の2から4まで、10から12まで及び20、十四の1から5まで及び12、十六の6、十八の4及び6、二十の2及び3、二十二の2及び3並びに二十三の6について

御指摘の部分は、いずれも一般的な意味で記述されているものである。

三の1について

「その防衛政策として」は、その次の「整備・維持」までかかるものであるが、この部分の記述は、我が国の憲法及び基本的な防衛政策に基づいているものである。

三の3について

御指摘の部分は、一般的な意味で記述されているものであるが、いずれにせよ「指針」は新たな立法措置を義務づけるものではない。

三の5について

我が国における施設・区域は、地位協定に基づいて米軍の使用に供されていることによるものである。

三の6から8までについて

非核三原則は、我が国が主体的意思に基づき我が国においては核兵器の存在を許さないことを内容とする政策であるところ、日米安保条約の下において、同条約及び関連取極の規定に従って行われる核攻撃力を有する米軍部隊と自衛隊の共同対処行動自体は、非核三原則に反するものではない。

米軍の部隊運用に係る日米間の協議等については、事柄の性質上、答弁することを差し控える。

四の1について

御指摘の両者には基本的な相違はない。

四の2について

「共同対処行動」とは、我が国防衛のため、自衛隊と米軍が行う共同作戦のように日米安保条約に基づき日米両国が共通の危険に対処するために共同してとる行動である。

四の3、六の7、七の6及び14、十四の6並びに

十五の1について

御指摘の部分は、いずれも特定のものを念頭に置いて記述されているわけではない。

四の4、五の21、七の1及び10、八の21、十六の1、二十の1、二十一の1、二十二の1並びに二十三の1について

御指摘の用語は、いずれも一般的な意味で使用されているものであり、防衛庁において定義されたものがあるわけではない。

五の2から4まで、6及び20並びに七の7について

「共同作戦計画」についての研究は、日本に対する武力攻撃がなされた場合に、自衛隊及び米軍が、日本防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するための、「指針」に基づく研究であり、防衛庁独自の研究である。

なお、「指針」に基づき自衛隊及び米軍が行うのは、「共同作戦計画」の策定ではなく、飽くまでも「共同作戦計画」についての研究である。

五の5について

「共同作戦計画」についての研究を行う」とされているのは、情勢の変化等に応じて絶えず研究を行っていく必要があること等によるものである。

五の7について

御指摘の用語について明確に定義されたものがあるわけではないが、一般的には、「共同演習」は特に総合的な「共同訓練」を指すものとして使用されている。

五の8から10まで及び16から19まで並びに十六の7から10までについて

(一)「共通の実施要領」及び「あらかじめ調整さ

れた作戦運用上の手続」は、いずれも自衛隊及び米軍が整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するためのものであるが、「共通の実施要領」が作戦上必要と認める具体的な実施の手順であるのに対し、「あらかじめ調整された作戦運用上の手続」とは、自衛隊及び米軍がそれぞれの指揮系統に従って行動することから必要となる手続である。

(二)「共通の実施要領」及び「あらかじめ調整された作戦運用上の手続」の具体的内容等については、現在研究中である。

なお、御指摘の「標準化協定(Standardization Agreement)」の性格等については、承知していない。

五の11、14及び15について

御指摘のACP及びATPは、米軍が作成した文書で、それぞれ標準的な通信要領及び戦術要領を定めたものであり、昭和三十四年から各自衛隊において使用することが承認されているが、その種類については、事柄の性質上、答弁することを差し控える。

五の12について

御指摘の答弁は、ACP及びATPを念頭に置いたものである。

五の13について

リムパック84において、海上自衛隊は、ACP及びATPを使用した。これは、「秘」に区分されており、その種類、名称及び内容について答弁することは差し控える。

五の22及び23、六の5及び6、七の2から5まで及び11から13まで、八の5から9まで及び27、十一の4及び5、十三の14、17及び21から24まで、

十四の11及び14から17まで、十五の2、十七並びに十八の2、3及び5について

御指摘の点は、いずれも現在研究中である。

なお、「相互間の通信連絡体系」、「相互支援」、「緊急取得要領」、「自衛隊と米軍との間の調整機関」、「情報組織」及び「情報の要求、収集、処理及び配布」は、それぞれ一般的な意味で使用されているものである。

六の2について

自衛隊は、従来から、米軍との間で必要な情報交換を行ってきたところである。

六の3、十五の3及び二十三の9について

御指摘の点の国内法上の根拠は、いずれも防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第六条である。

七の16及び17について

「指針」に基づく各種の研究は、特定の取極を締結することを目的とするものではない。

八の1について

「指針」という「武力攻撃がなされるおそれのある場合」は、一般的な意味で記述されているものであるが、これは、日米両国が整合のとれた共同対処行動を確保するために必要な準備を行うことが適当であるような事態を指すものであり、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第七十六条に規定する防衛出動の要件としての「武力攻撃のおそれのある場合」より広い概念であると考えている。

八の2から4まで、28及び29、十九の6及び7、二十の4及び6、二十一の2及び3並びに二十二の4、5、8及び10について

御指摘の点は、日米間の協力の基本的な在り

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長報告

九七二

方等について記述されている部分に係るものであるが、その具体的内容等については、いずれも今後の検討の課題である。

八の10、11及び13について

「作戦準備」は、「日本に対する武力攻撃がなされるおそれのある場合」に実施されるものであり、一般的には、防衛出動待機命令より前の時点から行われるものと考えているが、その具体的内容等については、現在研究中である。

なお、命令による治安出動、治安出動待機命令及び海上における警備行動は、我が国に対する武力攻撃に対処するために下令されるものではない。

八の12、14から18まで、20、23、25及び26について

「共通の準備段階」、「共通の基準」、「行動準備」、「その他の作戦準備に係る事項」、「部隊の戦闘準備の態勢」及び「戦闘準備は、いずれも一般的な意味で使用されているものであるが、それぞれの具体的内容等については、いずれも現在研究中である。

なお、御指摘の「デフコン」が米軍の警戒態勢を指すのであれば、これは、御指摘の「航空自衛隊の『警戒態勢』」等とは別個のものである。

八の19及び十八の1について

「情報活動」及び「情報」は、それぞれ一般的な意味で使用されているものであるが、いずれにせよ、自衛隊の情報活動は、我が国の憲法及び基本的な防衛政策の範囲内で行われるものである。

八の22について

御指摘の用語は、「指針」において記述されて

いるものではなく、また、防衛庁において定義されたものがあるわけではない。

九について

御指摘の部分は、いずれも日米安保条約及び防衛計画の大綱に従って記述されているものであり、「指針」にいう「限定的かつ小規模な侵略」とは、防衛計画の大綱の「限定的かつ小規模な侵略」と同様な意味である。

十の1について

御指摘のそれぞれの英文の表現には、基本的な相違はない。

十の2及び3について

御指摘の点について、「指針」においては、それぞれの防衛力を「適時かつ効果的に (timely and effective manner) 運用する」ととされているが、これは、一般的な意味で記述されているものである。

十一の1及び2並びに十四の7及び8について

自衛隊の実施する各種の作戦は、我が国の憲法及び基本的な防衛政策の範囲内で行われるものである。

（勢）

なお、「防衛作戦」は、一般的な意味で使用されているものであり、防衛庁において定義されたものがあるわけではない。

十一の8、十三の5から9まで及び13並びに十四の9及び10について

御指摘の点は、状況によつて異なるので、一概に述べることは困難であるが、いずれにせよ、自衛隊の実施する作戦については、我が国の憲法及び基本的な防衛政策の範囲内で行われるものであることは先に述べたとおりである。

十一の6について

御指摘のような事実は承知していないが、「自衛隊の能力の及ばない機能」に関連する米国の日本に対する協力の具体的な方について、現在研究中である。

十二の1について

御指摘の点は、米陸軍以外の陸上部隊も念頭に置いて記述されていることによるものである。

十二の5及び6並びに十三の15及び25について

御指摘の点は、いずれも我が国の防衛作戦の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの作戦の特性に応じて記述されているものである。

なお、共同作戦の実施に当たっては、部隊の来援の必要性を含め、日米間で話し合いが行われることになるものと考えている。

十三の1について

御指摘の点は、海上作戦の態様を「周辺海域の防衛のための海上作戦」と「海上交通の保護のための海上作戦」とに区分して整理していることによるものである。

十三の16について

御指摘の「運用上の観点」という記述は、我が国の海上防衛力整備の観点ではなく、我が国防衛のため必要な範囲で実際に作戦を実施する場合の観点という意味である。

十三の18及び19について

御指摘の点について、「指針」においては、「機動打撃力 (additional mobility and strike power)」とされているが、これは、一般的な意味で記述されているものである。

十四の13について

御指摘の点は、米軍が行うこととされている「航空打撃力を有する航空部隊の使用を伴うような作戦」は、自衛隊の能力の及ばない機能を補完するための作戦として実施されるものであること等によるものである。

十五の4について

「指針」は、主として機能別に日米間の協力の在り方を記述しているものである。

十六の2について

御指摘の点は、英文では、「command-and-control channels」という一つの用語として記述されているものである。

十六の3から5までについて

御指摘の「統制権」とか「作戦統制」とかについては、「指針」において記述されているものではなく、また、日米間において定義されたものがあるわけではない。

（義）

いずれにせよ、自衛隊及び米軍はそれぞれの指揮系統に従って行動するものである。

十六の11から13までについて

「松前・バートンズ取極」は、我が国における対領空侵犯措置のためのものであり、締結以来改正されておらず、今日においても有効である。

十八の7について

先に述べたとおり、「指針」は、そもそも新たな立法措置を義務づけるものではない。

十九の4について

「指針」にいう「後方支援活動」は、「日本に対する武力攻撃がなされた場合」に行われるものであり、御指摘のようなことはない。

十九の五について

「後方支援」は、一般的な意味で使用されているものであり、防衛庁において定義されたものがあるわけではない。

御指摘の「後方補給」については、「指針」において記述されているものではなく、また、防衛庁において定義されたものがあるわけではない。

二十の五について

一般的に、調達、取得の手段であると承知している。

二十二の六及び七について

自衛隊が御指摘の「米軍の装備品の整備」について支援を実施する場合、その国内法上の根拠は、防衛庁設置法第六条である。

また、これまで自衛隊が米軍の装備品の整備を行ったことはない。

二十二の九について

御指摘の「関連活動」とは、「指針」のⅡの2の(2)の(イ)の「整備」に関連する活動をいう。

二十三の五について

御指摘の点について、「指針」においては、「効果的かつ経済的な使用」とされているが、これは、一般的な意味で記述されているものである。

二十四の1について

日米安保条約上の極東の範囲については、昭和三十五年二月二十六日に衆議院安保条約等特別委員会に提出された政府統一見解のとおりである。

二十四の2から4まで及び10から15までについて御指摘の部分は、いずれも一般的な意味で記

述されているものであり、特定のものが念頭に置かれているわけではなく、また、「指針」のⅡにおいて想定されているのは、文字どおり、日本以外の極東における事態で我が国の安全に重要な影響を与える場合である。

研究作業の内容については、事柄の性質上、その公表は日米安保体制の効果的運用に支障を来すこととなり得るので、研究開始当初より、日米関係当局間で不公表とする旨合意されており、答弁することを差し控えた。

右答弁する。

防衛庁の秘密に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年四月十八日

提出者 矢山 有作

衆議院議長 坂田 道太殿

防衛庁の秘密に関する質問主意書

防衛庁の秘密文書等について、次のとおり質問する。

一 昭和五十六年以降六十年までの各年の防衛庁の保管する防衛秘密及び庁秘について、以下の各項目に関する機密、極秘、秘の正確な数字を明らかにされたい。

- 1 各年末毎の保管件数及び保管点数
 - 2 各年毎の指定件数及び指定点数
 - 3 各年毎の解除件数及び解除点数
 - 4 各年毎の秘密区分変更の件数及び点数
 - 5 各年毎の破棄の件数及び点数
- 二 防衛調一第九四八号(五六、三、二)「取扱

上の注意を要する文書等の取扱いについて」によれば、「文書、図画又は物件のうちで、防衛庁の職員以外の者又は当該事務に関与しない職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの(以下「取扱上の注意を要する文書等」という。)には、取扱上の注意を要する文書等の適当な場所にその旨を表示すること。」とされているが、それは具体的にどのような表示が付されているのか。

三 昭和五十六年以降六十年までの各年において、防衛庁の文書等で「取扱上の注意を要する文書等」として指定された文書等について、以下の各項目の正確な数字を明らかにされたい。

- 1 各年末毎の保管件数及び保管点数
 - 2 各年毎の指定件数及び指定点数
 - 3 各年毎の解除件数及び解除点数
 - 4 各年毎の破棄の件数及び点数
- 四 昭和五十六年以降六十年までの各年の防衛秘密及び防衛庁の秘密で、防衛庁以外の省庁が保管していたものはあるか。あるとすれば、各年末毎の保管件数及び保管点数の省庁別内訳を、機密、極秘、秘のそれぞれについて明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆議一〇四第一八号

昭和六十一年五月十六日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員矢山有作君提出防衛庁の秘密に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員矢山有作君提出防衛庁の秘密に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十六年から昭和六十年までの防衛庁の保管する防衛秘密及び庁秘の状況は、別表のとおりである。

二について

文書、図画又は物件のうちで、防衛庁の職員以外の者又は当該事務に関与しない職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの(以下「取扱上の注意を要する文書等」という。)には、それぞれ「部内限り」又は「注意」の表示が付されている。

三について

取扱上の注意を要する文書等の件数及び点数は把握していない。

四について

昭和五十六年から昭和六十年までに防衛庁から防衛庁以外の省庁に送達された防衛秘密はない。防衛庁から防衛庁以外の省庁に送達された防衛庁の庁秘は、送達を受けた各省庁で保管等の措置が採られているが、各年末における保管数については把握していない。

右答弁する。

別表

2 各年ごとの指定件数及び指定点数

		防 衛 秘 密			庁 秘		
		機密	極秘	秘	機密	極秘	秘
56 年	件数	0	17	335	368	2,147	33,383
	点数	0	91	6,644	10,697	35,653	427,745
57 年	件数	0	65	364	453	2,259	47,470
	点数	0	189	10,612	15,089	32,854	417,238
58 年	件数	0	48	482	552	2,888	48,196
	点数	0	293	8,032	15,072	38,074	515,889
59 年	件数	0	22	534	476	2,876	52,415
	点数	0	108	1,817	13,584	41,584	457,409
60 年	件数	0	17	513	371	2,453	50,401
	点数	0	65	1,387	13,857	28,205	411,068

1 各年末ごとの保管件数及び保管点数

		防 衛 秘 密			庁 秘		
		機密	極秘	秘	機密	極秘	秘
56年末	件数	0	124	4,331	1,397	4,370	83,085
	点数	0	554	99,762	28,719	41,081	863,737
57年末	件数	0	187	4,642	1,976	5,497	90,114
	点数	0	643	105,996	33,718	43,071	966,362
58年末	件数	0	218	5,095	2,133	5,881	97,974
	点数	0	828	110,363	34,454	47,836	1,154,404
59年末	件数	0	229	5,228	2,338	7,988	111,698
	点数	0	936	115,727	39,080	56,585	1,256,577
60年末	件数	0	240	5,553	2,197	7,562	118,264
	点数	0	1,287	123,424	44,948	51,947	1,303,587

4 各年ごとの秘密区分変更の件数及び点数

		防 衛 秘 密			庁 秘		
		機密	極秘	秘	機密	極秘	秘
56 年	件数				統 計 な し		
	点数						
57 年	件数		(1) → 1				
	点数		(69) → 69				
58 年	件数						
	点数						
59 年	件数						
	点数						
60 年	件数						
	点数						

3 各年ごとの解除件数及び解除点数

		防 衛 秘 密			庁 秘		
		機密	極秘	秘	機密	極秘	秘
56 年	件数	0	0	32	統 計 な し		
	点数	0	0	717			
57 年	件数	0	2	7			
	点数	0	90	24			
58 年	件数	0	0	12			
	点数	0	0	230			
59 年	件数	0	0	16			
	点数	0	0	325			
60 年	件数	0	1	6			
	点数	0	2	37			

5 各年ごとの破棄の件数及び点数

		防 衛 秘 密			庁 秘		
		機密	極秘	秘	機密	極秘	秘
56 年	件数	0	12	741	統 計 上 無 し		
	点数	0	14	1,714			
57 年	件数	0	7	460			
	点数	0	8	3,021			
58 年	件数	0	24	574			
	点数	0	95	3,708			
59 年	件数	0	43	753			
	点数	0	287	5,835			
60 年	件数	0	79	1,341			
	点数	0	654	8,053			

国家石油備蓄の貯油状況及び財政見通しに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年四月十八日

提出者 川崎 寛治

衆議院議長 坂田 道太殿

国家石油備蓄の貯油状況及び財政見通しに関する質問主意書

関する質問主意書

近年、国際石油市場においては、OPECのカルテルが崩壊し、原油価格の低下と石油需要の低迷が続いている。我が国においても、昭和五十四年度以降、石油需要が長期にわたって減少してい

るうえに、最近、原油価格の低下及び円高が急速に進み、石油税収が著しく減少している。以上のことは、石油備蓄の意義の稀薄化及び国家石油備蓄の財源不足を意味するものであり、国家石油備蓄政策の見直し（三、〇〇〇万キロリットル目標の検討、民間タンク借上げ増大及び国備基地建設縮小の検討）は、緊急を要するものと考え、従って、次の事項について質問する。

一 備蓄容量について

1 昭和五十四年乃至六十年（暦年）の一日当たり石油内需要は、それぞれ何万キロリットルか。

二 石特会計について

2 昭和六十年年度末時点の民間タンク余裕容量（総容量から九十日備蓄に必要な容量を控除したもの）は何万キロリットルか。また、六十年年度末時点には、民間タンクの借上げを通じて一、三六九万キロリットル（実質貯油量）の国家石油備蓄を行っているが、これに要している民間タンク容量は何万キロリットルか。

3 昭和六十年年度末時点の北海道共同石油備蓄基地の貯油状況（タンク容量、タンク基数、公団の油及び民間の油のそれぞれの貯油タンク基数・貯油タンク容量・実質貯油量）は、どうなっているか。

1 昭和五十九年八月八日提出の質問主意書（質問第四九号）に対する答弁書（昭和五十九年八月二十八日）には、新規の国家石油備蓄基地の着工については、エネルギー情勢や中長期的な財源事情等を総合的に勘案して判断する旨述べられているが、その後、志布志国家石油備蓄基地が同年九月、立地決定された。右答弁書から判断すると、その際、中長期的な財源事情が検討されたはずであるが、それは、何年度までの検討であつたか。

2 現在、中長期的な財源事情の検討は、何年

度まで行われているか。

3 右の1並びに2の中長期的な財源事情の検討においては、それぞれ、原油輸入価格及び為替レートをいくらに設定しているか。

4 最近の原油輸入価格（一バレル二〇ドル）及び為替レート（ドル一八〇円）の水率が続いた場合、1及び2の中長期的検討は破綻をきたし、あくまで志布志国家石油備蓄基地建設を進めるためには、石油税引上げを余儀なくされると思われるが、どうか。

5 近年の石油情勢に鑑み、1及び2の中長期的検討の破綻は、石油税引上げによつてではなく、三、〇〇〇万キロリットル国家石油備蓄目標量の縮小ないし民間タンク借上げの国家備蓄への組入れによつて解決すべきと考えられるが、そのような方法は一切検討しないのか。

6 4で石油税引上げを余儀なくされる場合、石油税の税率が石油税法によつて法定されている以上、税率引上げを内容とする石油税法改正案が国会を通過するまで、志布志国家石油備蓄基地の建設は中断すべきと考えるが、どうか。

右質問する。

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

内閣衆質一〇四第一九号

昭和六十一年五月十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員川崎寛治君提出国家石油備蓄の貯油状況及び財政見通しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川崎寛治君提出国家石油備蓄の貯油状況及び財政見通しに関する質問に対する答弁書

一について

1 昭和五十四年から昭和六十年までの我が国の一日当たりの石油の消費量は、次のとおりである。

昭和五十四年	七〇万キロリットル
昭和五十五年	六三万キロリットル
昭和五十六年	五九万キロリットル
昭和五十七年	五四万キロリットル
昭和五十八年	五四万キロリットル
昭和五十九年	五六万キロリットル
昭和六十年	五二万キロリットル

2 約一、五〇〇万キロリットルを超える余裕容量が民間タンクには存在すると考えられているが、タンクは、原油の調達状況、生産及

び販売の状況、タンクの内部点検時期等を考慮して使用することとなり、これらは、各備蓄義務者及び時期により異なるため、御指摘の民間タンク余裕容量については、厳密には明らかでない。

また、昭和六十年年度末において国家石油備蓄のために利用している民間タンク容量は、約一、四一〇万キロリットルである。

3 北海道石油共同備蓄基地の貯油状況は、次のとおりである。

- (一) 総タンク基数 三一基
- (二) 総タンク容量 三五〇万キロリットル
- (三) 石油公団所有原油

- タンク基数 二四基
- タンク容量 二七六万キロリットル
- 実質貯油量 二六六万キロリットル
- (四) 民間所有原油

- タンク基数 二基
- タンク容量 二二万キロリットル
- 実質貯油量 一二万キロリットル

なお、残りの五基のタンクについては、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の規定に基づく内部点検を実施するため、石油の貯蔵は行っていない。

二について

1 及び 2 志布志国家石油備蓄基地については、中長期的なエネルギー情勢、財源事情等を総合的に勘案して立地決定を行った。

また、今後の中長期的な財源事情については、その時々エネルギー情勢の変化等も勘案しつつ検討を行っていくこととしている。

3 従来から、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の編成に当たり、その時において適切と見込まれる原油輸入価格及び為替レートを財源事情の検討の基礎としてきており、今後とも同様の取扱いをしていく考えである。

4 石油税収の動向については、石油価格及び為替レートが先行き不透明であることに加え、これらの影響による輸入数量の動向にも関連するところであり、今後の推移を見守っていくこととしている。いずれにせよ、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の運用に当たっては、石油備蓄政策をはじめとするエネルギー政策の推進に支障がないよう適切に対処していく考えである。

5 及び 6 国家石油備蓄については、中長期的なエネルギー情勢、財源事情等を総合的に勘

案して計画の実施を図っているところである。

右答弁する。

中曾根内閣の「公約」と「責任」に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年五月七日

提出者 稲葉 誠一

衆議院議長 坂田 道太殿

中曾根内閣の「公約」と「責任」に関する質問主意書

一 中曾根内閣の対内的「公約」は何と何か。限定的に列举されたい。

二 1 対アメリカ公約は何と何か。

2 外国に対し「公約」という概念は適用にならないのか。

三 右公約の現在の進捗状況と将来の見通し及びその進め方について明らかにされたい。

四 「公約」を果たせなかつた場合又は不十分であった場合の「責任」についての考え方を明示されたい。

「責任」を取ることは内容がどんなものが考えられるか。右質問する。

内閣衆質一〇四第二一號

昭和六十一年五月十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太蔵

衆議院議員稲葉誠一君提出中曾根内閣の「公約」と「責任」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員稲葉誠一君提出中曾根内閣の

「公約」と「責任」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「公約」の意味するところは必ずしも一義的ではないが、中曾根内閣としてどのような政策を重点的に推進するかについては、中曾根内閣発足以来の国会における政府演説等で国民あるいは外国に対して明らかにしてきているところであり、世界の平和と繁栄に積極的に貢献する「国際国家日本」の実現と二十一世紀に向けた「たくましい文化と福祉の国」づくりを目指して行政改革、財政改革、教育改革、税制改革の推進を始め、内外の諸情勢の変化に対応しつつ、各般にわたる政策を遂行してきているところである。

三及び四について

中曾根内閣は、右の諸政策について、法令の制定、予算上の措置等により、国民の理解と協力を得ながら、全力を傾けて遂行しているところであり、その成果は、着実に挙がりつつあるものと考えている。中曾根内閣としては、今後とも最善を尽くして、その遂行に努めていくつもりである。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、昨二十日、内閣から、衆議院議員土井たか子君提出旧ポルトガル領東チモールに関する再質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年五月二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十一年五月十六日

提出者

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 三原 朝雄

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「五百十一人」を「五百十二人」に改める。

附則第七項の表中 第一区

千代田市 習志野市 船橋市 八千代市

四人を第一区

千代田市 習志野市 船橋市 八千代市

五人を第四区

松戸市 野田市 柏市 流山市 鎌倉市 東葛飾郡

三人を第四区

松戸市 野田市 柏市 流山市 鎌倉市 東葛飾郡

四人を第十一区

青森市 八王子市 調布市 町田市 日野市 福生市 多摩市 稲城市 西多摩郡

四人を第十一区

青森市 八王子市 調布市 町田市 日野市 福生市 多摩市 稲城市 西多摩郡

五人に

三人を第三区

藤沢市 相模原市 大和市 海老名市 高座郡 津久井郡

三人を第三区

藤沢市 相模原市 大和市 海老名市 高座郡 津久井郡

四人に

藤沢市 相模原市 大和市 海老名市 高座郡 津久井郡

四人を第三区

豊田市中 池田市 吹上市 茨木市 箕面市 豊能郡

五人に改める。

附則第十九項中「附則第十二項から第十五項まで」を「附則第十三項から第十六項まで」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第十八項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第十七項中「附則第十五項を」を「附則第十六項に改め、附則第十四項を」に改め、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、附則第十四項中「附則第十二項を」を「附則第十三項に改め、附則第十四項を」に改め、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、附則第十項中「行なわれる」を「行われる」に、「適用しがたい」を適用し難いに改め、附則中同項を第十一項とし、第九項を第十項とする。

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 公職選挙法の一部を改正する法律案

附則第八項の表東京都の選挙区の項の前に次のように加える。

北海道	第一区	六人
秋田県	第二区	三人
山形県	第二区	三人
埼玉県	第二区	四人
埼玉県	第四区	四人

附則第八項の表神奈川県選挙区の項に次のように加える。

新潟県	第二区	三人
新潟県	第四区	二人
石川県	第二区	二人

附則第八項の表中

兵庫県	第一区	五人
-----	-----	----

を

兵庫県	第一区	五人
兵庫県	第五区	二人
鹿児島県	第三区	二人

に改め、

同項を附則第九項とする。

附則第七項の次に次の一項を加える。

8 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区は、それぞれ該当下欄に掲げる選挙区に変更する。

和歌山県	第一区	和歌山県 伊都海海和 都賀草南 郡郡郡市市
和歌山県	第一区	和歌山県 伊都橋海和 都賀本南 郡郡郡市市

大分県	第一区	日玖直大南北大津白佐日大 田珠入野海久杵伯田分 郡郡郡郡郡市市市市市
大分県	第二区	宇下速東西中別 佐毛見国国津府 郡郡郡郡郡市市
愛媛県	第一区	上伊温松 浮予泉山 郡郡郡市市
愛媛県	第三区	南北東西喜八字 宇宇宇字幡和 和和和和浜島 郡郡郡郡郡市市
新宮市	第二区	東西日有田新 牟牟高田辺宮 妻妻郡郡郡市市
大分県	第一区	日玖直大南北大津白佐日大 田珠入野海久杵伯田分 郡郡郡郡郡市市市市市
大分県	第二区	大字下速東西中別 分郡佐毛見国国後 挾間郡郡郡郡郡市市市
愛媛県	第一区	上温北松 浮泉条山 穴郡郡市市
愛媛県	第三区	南北東西喜伊伊大八字 宇宇宇字多予予洲幡和 和和和和浜島 郡郡郡郡郡市市市市
新宮市	第二区	東西日有海有御田新 牟牟高田草田坊辺宮 妻妻郡郡郡郡郡市市市

附
則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日に
 当たる日以後初めて公示される総選挙から施行
 する。

2 公職選挙法附則第七項の規定によりなお従前の例によることとされる市町村の合併の特例に關する法律(昭和四十年法律第六号)第十一条の規定による衆議院議員の選挙区に關する千葉市に係る特例については、この法律による千葉県第一区において選挙すべき議員の数の変更にかかわらず、なお従前の例による。

理由

衆議院議員の各選挙区において選挙すべき定数について正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四千五百万円の見込みである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出）に対する修正案

右の議案を提出する。

昭和六十一年五月十九日

提出者

松本 善明

東中 光雄

瀨崎 博義

贊成者

梅田 勝外十九名

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正

公職選挙法の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を
次のように改正する。

第十三条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、各選挙区において選挙すべき議員の数は、三人以上五人以下となるよう定めるものとする。

第十三条に次の一項を加える。

4 国勢調査の結果により衆議院議員の各選挙区の議員一人当たりの人口（衆議院議員の各選挙区の人口を当該各選挙区において選挙すべき議

員の数をもつて除して得た数をいう。)の各選挙区間における格差が二倍以上となる場合には、別表第一は、更正するものとする。

附則第七項を次のように改める。

7 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、衆議院議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。

北海道		選挙区		議員数
第二区	第一区	中 央	南 西 小 後	
富良 良 野 市 市 市 市 市 市 市 市	旭 留 川 市 市 市 市 市 市 市 市	管内	管内	
四人	三人			

[illegible]

宮城縣										岩手縣									
第一區					第二區					第一區					第二區				
遠志加黑宮名亘伊柴刈岩泉多角名白古塩仙					氣東西胆和稗江陸一北花水大					二九下上紫岩二釜遠久宮盛					北南中西五黒弘				
田田美川城取理具田田沼賀田取石川龜台					磐磐前船閉閉閉波手戸石野慈古岡					津津津所					輕輕輕原				
郡郡郡郡郡郡郡郡市市市市市市市市					仙井井沢賀貫刺高関上巻沢戸戸伊伊					郡郡郡郡郡郡市市市市市市市市					郡郡郡郡市市市市市市市市				
五人					三人					四人					三人				

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

山形県			秋田県		
第二区	第一区	第二区	第一区	第二区	第三区
鮎西東最北尾東村新酒鶴 田田村花 海川上山根山庄田岡 郡郡郡郡市市市市市	西東西南天長上寒米山 置置村村 賜賜山山 郡郡郡郡市市市市市	雄平仙由大湯本横 勝鹿北利曲沢莊手 郡郡郡郡市市市市市	河南山北鹿鹿男大能秋 秋秋 田本角角鹿館代田 郡郡郡郡市市市市市	本牡桃登栗玉気石 吉鹿生米原造 郡郡郡郡市市市市市	仙巻沼
三人	四人	三人	四人	三人	

茨城県			福島県		
第二区	第一区	第三区	第二区	第一区	第三区
結下石古土 城館岡河浦 市市市市市	多久那北高勝常那日 茨陸河 賀慈田太立 郡郡郡市市市市市市	北稻行鹿西東取登龍水 相敷方島ケ 馬葉馬町 郡郡郡郡市市市市市	田石東西大河耶北南岩喜須白会 村川白沼沼麻会会多賀津 川河川川津津方川松 郡郡郡郡郡郡郡郡市市市市市	安伊二郡福 達達山島 郡郡市市市	
三人	四人	三人	四人	四人	

群馬県			栃木県		
第三区	第二区	第一区	第二区	第一区	第三区
吾碓甘多北群安富藤波高 妻氷楽野 郡郡郡郡市市市市市	邑山新館太桐 桑田田林田生 郡郡郡市市市市市市	佐利勢沼伊前 波根多田橋 郡郡郡市市市市市市	安下芳真小佐栃足 都蘇賀岡山野木利 郡郡郡市市市市市市	那塩上河黒矢大今日鹿宇 都内磯板市光沼 郡郡郡市市市市市市	猿結真筑新岩水下 島城壁波治井妻 郡郡郡郡市市市市市
四人	三人	三人	四人	五人	五人

千葉県			埼玉県		
第一区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区
市千 原葉立 市市	北北桶新和志朝与上鴻大 足本川座光木霞野尾巢宮 郡市市市市市市市市	北南北蓮三八久越羽春岩加行 葛埼埼 田郷潮喜谷生 郡郡郡市市市市市市	大児秩深本秩熊 里玉父谷庄父谷 郡郡郡市市市市市市	比入坂上富入狭東飯所川 福士松 岡見山能沢越 郡郡市市市市市市市	鳩戸蔵草浦川 ケ田加和口 市市市市市市市市市
三人	四人	五人	三人	五人	四人

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

第三区	第二区	第一区	東京都	第五区	第四区	第三区	第二区
世目	小入三大品	台文新港中千		東浦鎌我流柏野松市	入習船	君安夷長山富君鴨勝東茂木館	匝海香印四旭入佐成佐鮫
田	笠原支文宅島	東京宿央代		葛ヶ孫	千志	津房隅生武津川浦金原	街日
黒	支支支田川	東京宿央代		安山田戸川	橋	更津	上取
谷	庁庁庁管	東京宿央代		飾谷子	代野	津	道
区	区内区内区内	区區區區區區		郡市市市市市市市	市市市	市市市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市
四人	五人	五人		五人	三人	五人	四人

第二区	第一区	神奈川 県	第十二区	第十区	第九区	第八区	第七区	第六区	第五区	第四区
川崎 市	緑区 港北区 西奈川 中神奈川 神奈川		稲多市 狛江市 荏原市 町田市 調布市 府中市	西多摩市 秋津市 福生市 日野市 青野市 八王子市	江川市 葛生市 足立市 足立市 足立市 足立市	板橋市 板橋市 板橋市 板橋市 板橋市 板橋市	武蔵市 東久野市 清久米市 東久米市 保田谷市 国無立市 国無立市 小島井市 小島井市 昭島市 三島市 武蔵市	荒川市 荒川市 荒川市 荒川市 荒川市 荒川市 荒川市 荒川市 荒川市 荒川市 荒川市	練馬市 練馬市 練馬市 練馬市 練馬市 練馬市 練馬市 練馬市 練馬市 練馬市 練馬市	杉並区 杉並区 杉並区 杉並区 杉並区 杉並区 杉並区 杉並区 杉並区 杉並区 杉並区
四人	四人		三人	三人	五人	三人	五人	四人	三人	五人

新潟県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
第二区			第一区			第七区			第六区			第五区		第四区		第三区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
小	三	長	岩	東	中	北	豊	白	五	村	新	佐	西	新	愛	足	中	伊	厚	秦	小	平	高	三	豆	茅	藤	鎌	横	瀬	旭	戸	港	金	磯	保	南	津	綾	座	海	大	相																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
千	蒲	蒲	蒲									発	蒲		柄	足	勢	田					座	浦	子	ヶ	須																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

第二区		第一区		長野県		山梨県		福井県		石川県		富山県		第四区		第三区	
下上諏茅駒伊諏飯岡		下上下上埴更小北南佐更飯中須上長												西中東刈中三上新糸十柏		南北古南栃見加	
伊伊ケ	那訪野	水水高	佐佐	久	山	野	諸	坂	野	類類類	魚	魚	日	魚	魚	蒲	
那那	根	内内井	久	久	久	久	久	久	久	羽	島	越	井	崎	沼	沼	原
郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡
三		五				四	四	五	五		三					三	

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

第一区	静岡県	第二区	第一区	岐阜県	第三区
小模志庵藤掛焼島清静		吉大益恵土可加郡可土美恵瑞中多高	武山本揖安不養海羽各羽美関大岐		北南東木塩大松
笠原太原枝川津田水岡		濃津治 城野田那岐児茂上児岐加那浪山	儀県集斐八破老津島島濃垣阜		安安筑 雲雲摩 會尻町本
郡郡郡郡市市市市		郡郡郡郡郡郡市市市市市市市市	郡郡郡郡郡郡郡郡市市市市市市		郡郡郡郡市市市
五人		四人	五人		三人

第三区	第二区	第一区	愛知県	第三区	第二区
岩稻尾江犬津一	知西愛豊尾知大東小常春半瀬	名守中中西北東千	引浜磐周湖浜天袋磐浜	富駿田賀裾下御富伊富三熱沼	
倉沢西南山島宮	春日張 多日知明 井旭	多府海牧滑田戸東山村種	佐名田智西北竜井田松	土東方茂野田殿土島海津	
市市市市市市	郡郡郡市市市市市市市市市	区區區區區區區	郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡市市市市市市市市市	
四人	五人	四人	四人	五人	

第一区	三重県	第六区	第五区	第四区
尾松伊 名阿一安鈴三員桑久亀名鈴上桑四津		天緑南港中熱瑞昭	渥宝南北新蒲豊豊	東西額幡高知西安豊刈君岡
鷺阪勢 賀山志芸鹿重弁名居山張鹿野名日市		白川田穂和美飯設設城郡川橋	加加田豆浜立尾城田谷南崎	部島栗羽
市市市 郡郡郡郡郡郡市市市市市市市市		区區區區區區區	郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡市市市市市市市市市
五人		四人	三人	四人

第一区	大阪府	第三区	第二区	第一区	京都府	滋賀県	第二区
住西住浪大港西		相緩久乙八長向城字伏	熊竹中与加天船北亀宮綾舞福西右	山南下東中左上北			南北志度多飯熊鳥
之成吉速正		岡 桑喜世訓幡日陽治見野野謝佐田井岡津部鶴京京科京山京京京	桑知 田田	京京科京山京京京			牟牟 摩會気南野羽
区區區區區區		郡郡郡市市市市市区	郡郡郡郡郡郡市市市市市市区	区區區區區區區			郡郡郡郡郡市市
三人		三人	三人	五人	五人		三人

第八区	第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区
門大寝枚守	三授高吹	平東阿生南天	泉泉泉高和泉貝泉岸堺	南東藤羽柏松河富入	豊笑茨池豊	鶴淀城旭東東西大東此福都北
真屋方口	島津機田	住倍野王	南北南石泉塚	河大井曳	能面木田中	淀淀花島島
市市市市	郡市市市	区區區區區	郡市市市市市市市市	郡市市市市市市市市	郡市市市市市市市市	区區區區區區區區區
四人	三人	三人	五人	五人	三人	五人

鳥取県	和歌山県	奈良県	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	兵庫県
			多氷朝斐美出城川三川宝豊伊	穴佐赤揖神飾赤龍相姫	加多加美小加高三西加明	三津芦洲西尼	神	交四
			紀上来父方石崎辺田西塚岡丹	粟用穂保崎磨穂野生路	古可東襄野西砂木脇 古石川	原名屋本宮崎	戸	条野
			郡郡郡郡郡郡郡市市市市市	郡郡郡郡郡郡郡市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市	郡郡市市市市市	市	市市
三人	五人	五人	三人	四人	三人	四人	五人	

第二区		第一区	第二区		第一区	岡山県	島根県
豊賀安東竹呉安		高山佐大佐安安西南東中	阿川上古後小浅都児新高総井笠玉倉		久英勝苦真邑和赤御備津岡		
田茂芸原芸		田県伯竹伯	哲上房備月田口窪島見梁社原岡野敷		米田田田庭久気磐津前山		
郡郡郡市市市区		郡郡郡市市市区區區區區區	郡郡郡郡郡郡郡市市市市市市市		郡郡郡郡郡郡郡市市市市市市		
四人		四人	五人		五人		四人

愛媛県	香川県	徳島県	第二区	第一区	山口県	第三区
伊大八字松	吉佐都熊政大新柳光岩下防徳山	阿大美豊厚美長小萩宇下	比双甲神芦深沼世御庄三府福因尾三			
予洲備和山	敷波濃毛珂島南井	武津瀬浦狭瀬門野	婆三奴石品安隈羅調原次中山島道原			
市市市市市	郡郡郡郡郡市市市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡郡郡郡郡市市市市市市			
五人	四人	五人	四人	五人		

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号 公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

第三区	第二区	第一区	福岡県	高知県	第二区	第一区
三山八三三浮小大筑入柳久大	嘉鞍遠中山飯直入八戸若	宗精宗城中博東			越周宇東伊川西新今	南北東西喜伊上温北
池門女瀬井羽郡川後女川	留牟 穂手賀間田塚方 幡幡 畑松 倭屋倭南央多				智桑摩予三 居 条 治 宇字字字 浮 泉条	
郡郡郡郡郡市市市市市市	郡郡郡市市市市区区	郡郡市市区区			郡郡郡市市市市市市	郡郡郡郡郡郡郡市
五人	五人	三人	四人	三人	五人	

第一区	熊本県	第二区	第一区	長崎県	佐賀県	第五区	第四区
阿菊鹿玉飽菊山玉荒熊		老南北東松平福大佐	上下南北西諫島長			糸朝筑太犬春筑甘早西南	築京田豊行田小門
蘇池本名託池鹿名尾本		松松彼 浦戸江村 世 高 高 早 崎 岐 浦 保 来 来 杵				宰野 紫 日 木 良 島倉紫 府城 野	倉倉 上 都 川 前 橋 川 司 南北
郡郡郡郡郡市市市市市		郡郡郡市市市市市市	郡郡郡郡郡市市市			郡郡郡市市市市区区	郡郡郡市市市区区
五人		三人	五人	五人	三人	四人	

第一区	鹿児島県	第二区	第一区	大分県	第二区
大日川揖鹿加指名串枕鹿		宇下日政速東西宇杵豊日中別	直大南北大竹津白佐大		天球葦八下上宇字牛本水人八
児世 木 児 児 島置辺宿 宿瀬 崎 島		佐毛田珠見 国 後 佐築高田津府 入野 海 久 杵伯分 東 田 部 見			草磨北代 益益 土土深渡俣古代 城城
郡郡郡郡市市市市市		郡郡郡郡郡市市市市市	郡郡郡郡市市市市市		郡郡郡郡郡市市市市市
四人	五人	三人	三人		四人

附則第八項から第十一項までを削り、附則第十二項を附則第八項とし、附則第十三項を附則第九項とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十項とし、附則第十五項を附則第十一項とし、附則第十六項を附則第十二項とし、附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十八項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十九項中「附則第十二項から第十五項まで」を「附則第八項から第十一項まで」に改め、同項を附則第十五項とする。

別表第一中「本表は、この法律施行の日から五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によつて、更正するのを例とする。」を削る。

附則

1 この法律は、次の総選挙から施行する。ただし、第十三条及び別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

沖繩県	第二区
	熊肝會始伊出薩垂西国大出阿鹿川
	毛属於良佐水摩水 之 分口水 久 屋内 表 根
	郡郡郡郡郡市市市市市市
五人	四人

2 この法律による改正前の公職選挙法附則第七項の規定によりなお従前の例によることとされ

ていた市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十一条の規定による衆議院議員の選挙区に関する千葉市に係る特例については、この法律による千葉市第一区の分割にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律による福島県第二区において選挙すべき議員の数の変更にかかわらず、市町村の合併の特例に関する法律第十一条の規定による衆議院議員の選挙区に関する郡山市に係る特例については、なお従前の例による。

衆議院議員の定数は正に関する決議案
右の議案を提出する。

昭和六十一年五月十九日

提出者

綿貫 民輔	越智 伊平
愛知 和男	中川 秀直
古賀 誠	高村 正彦
広瀬 秀吉	渡辺 三郎
平石 磨作太郎	中井 洽
藤波 孝生	山口 鶴男
権藤 恒夫	小沢 貞孝
阿部 昭吾	
賛成者	
渡部 恒三	外四十名

衆議院議員の定数は正に関する決議

選挙権の平等の確保は議会制民主政治の基本であり、選挙区別議員定数の適正な配分については、憲法の精神に則り常に配慮されなければならない。

今回の衆議院議員の定数は正は、違憲とされた現行規定を早急に改正するための暫定措置であり、昭和六十年国勢調査の確定人口の公表をまつて、速やかにその抜本改正の検討を行うものとする。

抜本改正に際しては、二人区・六人区の解消並びに議員総定数及び選挙区画の見直しを行い、併せて、過疎・過密等地域の実情に配慮した定数の配分を期するものとする。

右決議する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月十一日

参議院議長 木村 睦男

衆議院議長 坂田 道太殿

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一

部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを削る。

第五条のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に

関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）目次

の改正規定中「第五十五条」を「第五十五条第六

十二条」に、「第五十四条の二」を「第五十四条の

二」第六十三條」に改め、同法第二章の次に一章

を加える改正規定（第九条の五第三項に係る部分

に限る。）中「二年間」を「三年間」に改め、同法第十

七条の二第一項の改正規定中「第九条の三第一

項」を「又は第九条の三第一項」に、「有害液体物

質」を「又は有害液体物質」に、「第九条の三第三

項」を「同条第三項」に改め、同法第十七条の三第一

項の改正規定中「第五條の二」の下に「第九条の三

第二項若しくは第三項」を「又は第五條の二」を「若

しくは第五條の二又は第九条の三第二項若しくは

第三項」に改め、「船舶所有者に対し」の下に「運

輸省令で定める海洋汚染防止設備等の区分に従

い」に改め、同条第四項の改正規定の次に次のよ

うに加える。

第十七条の七第二項中「船舶所有者に対し」の

下に「第十七条の三第一項の運輸省令で定める

海洋汚染防止設備等の区分に従い」を加える。

第十七条の九第一項中「申請により」の下に

「第十七条の三第一項の運輸省令で定める海洋

汚染防止設備等の区分に従い」を加える。

第五条のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に

関する法律第十七條の十五第一項の改正規定中「第九條の三第一項」を「又は第九條の三第一項」に、「第九條の三第二項」を「又は第九條の三第二項」に改め、同条第三項の改正規定中「第九條の三第一項」を「又は第九條の三第一項」に改め、同

法第三十八條の改正規定を次のように改める。

第三十八條の見出し中「油」を「油等」に改め、

同条第一項中「次に掲げる油」を「次に掲げる油

その他の物質（以下この条において「油等」とい

う。）に、「排出された油」を「排出された油等」

に改め、同項に次の一号を加える。

三 有害液体物質等の排出であつて、その量

が有害液体物質等の種類に応じ運輸省令で

定める量以上であるもの

第三十八條第二項及び第五項中「油」を「油等」

に改める。

第五條中海洋汚染及び海上災害の防止に関する

法律第四十三條の五第一項の改正規定を削る。

第五條を第二條とし、同條の次に次の三條を加

える。

第三條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法

律の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項に次の一号を加える。

四 ばら積み以外の方法で貨物として輸送さ

れる物質のうち海洋環境に特に悪影響を及

ぼすものとして運輸省令で定めるものの排

出であつて、その量が当該物質の種類に応

じ運輸省令で定める量以上であるもの

九八五

衆議院議員の定数は正に関する決議案 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正

正する法律案及び同報告書

昭和六十一年五月二十一日 衆議院会議録第三十号

衆議院議員の定数は正に関する決議案 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第四十三條の四の次に次の一条を加える。

(有害な物質の容器、表示、積載方法等)

第四十三條の五 船舶によりばら積み以外の方法で行う第三十八條第一項第四号の運輸省令で定める物質の輸送は、容器、表示、積載方法その他の物質の排出による海洋の汚染を防止するために必要な輸送方法に関する事項に關し運輸省令で定める基準に従つて行わなければならない。

2 運輸大臣は、前項の物質の輸送が同項の運輸省令で定める基準に適合して行われていないと認められるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、輸送方法を改善すべきことを命ずることができる。

第五十八條中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第四十三條の五第二項の規定による命令に違反した者

第六十三條第三号中「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

第四條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第十條第二項第一号を次のように改める。

一 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物(以下「ふん尿等」という。)(の排出(総トン数又は搭載人員の規模

が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準に従つてする排出に限る。)

第十條第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「政令で定める排出海域及び排出方法に關する基準に従つてする排出」を「排出であつて、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準に従つてするもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるふん尿又はこれに類する廃棄物(政令で定める廃棄物を除く。)(の排出であつて、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準に従つてするもの

第十條第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同條第四項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に改める。

第十一條中「前條第二項第二号又は第三号」を「前條第二項第三号又は第四号」に改める。

第十四條中「第十條第二項第二号又は第三号」を「第十條第二項第三号又は第四号」に改める。

第十七條中「第十條第二項第三号」を「第十條第二項第四号」に、「そのつど」を「その都度」に改める。

第十八條第二項第一号を次のように改める。
一 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴

い生ずるふん尿等の排出(政令で定める人数以上の人を収容することができる海洋施設からの第十條第二項第一号の政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出方法に關し政令で定める基準に従つてする排出に限る。)

第十八條第二項第二号中「第十條第二項第三号」を「第十條第二項第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるふん尿又はこれに類する廃棄物(第十條第二項第二号の政令で定める廃棄物を除く。)(の排出であつて、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準に従つてするもの

第五條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第十條の次に次の一条を加える。

(ふん尿等による海洋の汚染の防止のための設備)

第十條の二 船舶所有者は、前條第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶(一國の港と他の國の港との間の航海(以下「國際航海」という。)(に従事させるものに限る。)(に、ふん尿等排出防止設備(船舶内で生ずるふん尿等の船舶内における貯蔵又は処理のための設備をいう。以下同じ。)(を設置しなければならない。

ければならない。

2 前項の規定によるふん尿等排出防止設備の設置に關する技術上の基準は、運輸省令で定める。

第十一條中「前條第二項第三号」を「第十條第二項第三号」に改める。

第十七條の二中「又は第九條の第三項」を「第九條の第三項又は第十條の第二項」に、「又は有害液体物質」を「有害液体物質又はふん尿等」に、「同條第三項」を「第九條の第三項」に改める。

第十七條の三第一項中「又は第九條の第三項若しくは第三項」を「第九條の第三項若しくは第三項又は第十條の第二項」に改める。
第十七條の四中「海洋汚染防止設備等」の下に「(ふん尿等排出防止設備を除く。)(を加える。

第十七條の九第一項中「(一國の港と他の國の港との間の航海をいう。以下同じ。)(を削る。

第十七條の十五第一項中「又ハ第九條の第三項」を「第九條の第三項又ハ第十條の第二項」に、「又ハ第九條の第三項」を「第九條の第三項又ハ第十條の第二項」に改め、同條第三項中「又は第九條の第三項」を「第九條の第三項又は第十條の第二項」に改める。

附則第一條第三号から第五号までを削り、同條第六号中「第五條」を「第二條」に、「附則第十條」を「附則第七條」に改め、同号を同條第三号とし、

同条第十号中「第五条」を「第二条」に、「附則第十一條及び第十二條」を「附則第八條及び第九條」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の四号を加える。

五 第三条中海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律第三十八條第一項の改正規定 議定書により國際海事機關が昭和六十年十二月五日に採択した條約議定書一の改正が日本國に對して効力を生ずる日

六 第三条（前号に規定する規定を除く。）の規定
議定書により条約附属書Ⅱが日本国につ
いて効力を生ずる日

七 第四条及び附則第十条の規定 議定書により条約附属書Ⅳが日本国について効力を生ずる日又は議定書により条約附属書Ⅴが日本国について効力を生ずる日のいずれか早い日

八 第五条並びに附則第十一条及び第十二条の規定 議定書により条約附屬書Ⅳが日本国について効力を生ずる日

附則第七條から第九條までを削る。

附則第十条の前の見出し中「第五条」を「第二条」に改め、同条第一項中「附則第一条第六号」を「附則第一条第三号」に、「同条第七号」を「同条第四号」に、「新法第九条の第三項」を「第二条の規定」による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下この条及び次条において「新法」という。）第九条の第三項に、「第五条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する

法律（以下この条及び次条において「新法」という。）を「新法」に改め、同条第二項中「附則第一条第六号」を「附則第一条第三号」に、「同条第七号」を「同条第四号」に改め、同条第三項中「附則第一条第七号」を「附則第一条第四号」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第十二条中「附則第一条第七号」を「附則第一条第四号」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第十二条の見出し中「第五条」を「第二条」に改め、同条第二項中「第二条第十三項中」の下に「又」を加え、同条第三項を、同条第三項に改め、」を加え、

「第九条の三第一項」を「又は第九条の三第一項」に改め、同条を附則第九条とし、同条の次に次の三条を加える。

(第四條の規定による改正に伴う経過措置)

第十條 条約附屬書Ⅳが効力を生ずる日前に建造
契約が結ばれた船舶又は海洋施設（建造契約が
ない船舶又は海洋施設にあつては、同日前に建
造に着手されたもの）であつて、同日の翌日か
ら起算して三年を経過する日以前に船舶所有者
又は海洋施設の設置者に対し引き渡されるもの
からの第四條の規定による改正後の海洋汚染及
び海上災害の防止に関する法律第十條第二項第
一号に規定するふん尿等の排出については、附
則第一條第七号に定める日から条約附屬書Ⅳが
効力を生ずる日の翌日から起算して十年を経過
する日までの間は、同項又は同法第十八條第二

項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(第五条の規定に伴う経過措置)

第十一條 條約附屬書Ⅳが効力を生ずる日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同日前に建造に着手されたもの）であつて、同日の翌日から起算して三年を経過する日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものについては、條約附屬書Ⅳが効力を生ずる日の翌日から起算して十年を経過する日までのは、第五條の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下この条において「新法」という。第十條の二、第十七條の七）
第一項（新法第十條の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。）並びに第十七條の十第一項及び第二項（新法第十條の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する船舶についての新法第十七條の二（新法第十條の二第二項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。）の規定の適用については、新法第十七條の二中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一條第八号に規定する條約附屬書Ⅳが効力を生ずる日の翌日から起算して十年を経過する日以後初めて」とする。

(第五条の規定による改正に伴う関係法律の
部改正)

第十二条 船舶整備公団法の一部を次のように改正する。

第二條第十三項中「又は第九條の三第一項」を「第九條の三第一項」に改め、「有害液体物質を排出防止設備」の下に「又は第十條の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

2 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五條」を「第二條」に改める。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の実施時期の一部変更があつたこと及び同議定書の一部が改正されたことに伴い、同議定書を実施するため昭和五十八年に制定され、段階的に施行することとされている海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

九八八

正する法律について、所要の改正を行うこととしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 改正規定の順序の組替え

第五条の改正規定の内容を第二条から第四条までの改正規定に先立って施行するため第五条を第二条とする等の所要の改正を行うこととする。

2 有害液体物質記録簿の保存

船長は、有害液体物質記録簿をその最後の記載をした日から三年間船舶内に保存しなければならないこととする。

3 容器内有害物質の排出等の通報に関する改正規定の施行期日の変更

ばら積み以外の方法で貨物として輸送される有害な物質の排出等があつた場合の通報に関する改正規定の施行期日を変更することとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書を実施し、国際的な動向に対応しつつ、海洋汚染防止対策の充実強化を図るための措置として妥当なものと認め、全会一致をもって可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年五月十六日

運輸委員長 山下 徳夫

衆議院議長 坂田 道太殿

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月二十三日

参議院議長 木村 睦男

衆議院議長 坂田 道太殿

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

扶養義務の準拠法に関する条約

この条約の署名国は、

成人に対する扶養義務の準拠法に関する共通の規則を定めることを希望し、

その規則と千九百五十六年十月二十四日の子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の規定とを調整することを希望し、

このため条約を締結することに決定して、次のとおり協定した。

第一章 条約の適用範囲

第一条

この条約は、親族関係、親子関係、婚姻関係又は姻族関係から生ずる扶養義務（嫡出でない子に対する扶養義務を含む。）について適用する。

第二条

この条約は、扶養義務に関する法律の抵触についてののみ規律する。

この条約を適用して行われた決定は、前条に掲げるいづれの関係の存在にも影響を及ぼすものではない。

第三条

この条約によつて指定される法律は、いかなる相互主義の条件にも服することなく、また、締約国の法律であるかないかを問わず、適用する。

第二章 準拠法

第四条

第一条の扶養義務は、扶養権利者の常居所地の国内法によつて規律する。

扶養権利者の常居所地に変更がある場合には、その変更の時から新たな常居所地の国内法を適用する。

第五条

扶養権利者が前条の国内法により扶養義務者から扶養を受けることができない場合には、これらの者の共通本国法を適用する。

第六条

扶養権利者が第四条の国内法及び前条の共通本

国法により扶養義務者から扶養を受けることができない場合には、事件の係属する当局の国内法を適用する。

第七条

傍系親族間又は姻族間の扶養義務については、扶養義務者は、扶養義務者及び扶養権利者の共通本国法により又は、共通の国籍がない場合には、扶養義務者の常居所地の国内法により当該扶養義務がないことを理由として、扶養権利者の請求に異議を述べることができる。

第八条

第四条から第六条までの規定にかかわらず、離婚をした配偶者間の扶養義務及びその扶養義務に関する決定の変更は、その離婚が宣告され又は認められた締約国においては、その離婚について適用された法律によつて規律する。

前項の規定は、法律上の別居の場合及び婚姻の無効又は取消しの場合について準用する。

第九条

公的機関が扶養権利者に対する給付の償還を受ける権利は、その公的機関が従う法律によつて規律する。

第十条

扶養義務の準拠法は、特に次の事項を決定する。

1 扶養権利者が扶養を請求することができるかできないか、どの程度まで請求することができるか及び誰に対して請求することができるか。

2 扶養の請求を申し立てることができる者及びその申立てをすることができる期間

3 公的機関が扶養権利者に対する給付の償還を求める場合における扶養義務者の義務の限度

第十一条

この条約によつて指定された法律の適用は、明らかに公の秩序に反する場合にのみ、排除することができる。

もつとも、扶養の額の決定に当たつては、準拠法に別段の定めがある場合においても、扶養権利者の需要及び扶養義務者の資力を考慮しなければならない。

第三章 雑則

第十二条

この条約は、締約国において請求された扶養が、当該締約国についてこの条約が効力を生ずる前の期間に係るものである場合には、その扶養について適用しない。

第十三条

いずれの締約国も、第二十四条の規定に従い、次のいずれか又は双方の扶養義務についてのみの条約を適用する権利を留保することができる。

1 配偶者の間及び配偶者であつた者の間の扶養義務

2 婚姻をしたことのない二十一歳未満の者に對する扶養義務

第十四条

いずれの締約国も、第二十四条の規定に従い、次の扶養義務についてこの条約を適用しない権利を留保することができる。

1 傍系親族間の扶養義務

2 姻族間の扶養義務

3 離婚をし、法律上の別居をし又は婚姻が無効とされ若しくは取り消された配偶者の間の扶養義務（離婚、法律上の別居又は婚姻の無効若しくは取消しの裁判が、欠席裁判により、その欠席した当事者が常居所を有しなかつた国において行われた場合に限る。）

第十五条

いずれの締約国も、第二十四条の規定に従い、扶養権利者及び扶養義務者が当該締約国の国籍を有し、かつ、扶養義務者が当該締約国に常居所を有する場合には、当該締約国の当局がその国内法を適用する旨の留保を付することができる。

第十六条

扶養権利者若しくは扶養義務者の常居所地の法律又は共通本国法を適用するに当たつて、扶養義務について適用される法制を地域的に又は人的に異にする国の法律を考慮しなければならない場合には、当該国において行われている規則によつて指定される法制を適用するものとし、このような規則がないときは、当事者が最も密接な関係を有する法制を適用する。

第十七条

扶養義務に関する法律を地域的に異にする締約国は、その各地域の法律の間の抵触についてこの条約を適用する義務を負わない。

第十八条

この条約は、締約国の間の関係において、千九百五十六年十月二十四日にヘーグで作成された子に対する扶養義務の準拠法に関する条約に代わるものとする。

もつとも、第十三条に定める留保により、婚姻をしたことのない二十一歳未満の者に対する扶養義務につきこの条約の適用を排除した国については、前項の規定は、適用しない。

第十九条

この条約は、締約国が当事国であり又は当事国となる他の国際文書であつてこの条約により規律される事項に関する規定を含むものに影響を及ぼすものではない。

第四章 最終規定

第二十条

この条約は、ヘーグ国際私法会議の第十二回会期の時に同会議の構成国であつた国による署名のために開放しておく。

この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、オランダ外務省に寄託する。

第二十一条

ヘーグ国際私法会議の第十二回会期の後に同会

議の構成国となつた国、国際連合又は専門機関の加盟国及び国際司法裁判所規程の当事国は、この条約が第二十五条第一項の規定により効力を生じた後、これに加入することができる。
加入書は、オランダ外務省に寄託する。

第二十二条

いずれの国も、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができる。宣言は、この条約がその国について効力を生ずる時に効力を生ずる。

そのような適用は、その後いつでもオランダ外務省に通告する。

第二十三条

扶養義務について適用される法制を異にする二以上の地域を有する締約国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、その地域の全部について又は一部のみについてこの条約を適用することを宣言することができるものとし、また、その後いつでも、その宣言を、別の宣言を行うことによつて変更することができる。

これらの宣言は、オランダ外務省に通告するものとし、当該宣言には、この条約を適用する地域を明示する。

第二十四条

いずれの国も、批准、受諾、承認又は加入の時までに、第十三条から第十五条までに定める留保

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案及び同報告書

九九〇

のうち一又は二以上の留保を付することができ
る。その他のいかなる留保も、認められない。

いずれの国も、第二十二条の規定に従つてこの
条約の適用を通告する時に、その適用に係る領域
の全部又は一部について前項の留保のうち一又は
二以上の留保を付することができる。

いずれの締約国も、いつでも、自国が付した留
保を撤回することができる。撤回は、オランダ外
務省に通告する。

留保は、前項の通告の後三番目の月の初日に効
力を失う。

第二十五条

この条約は、第二十条の批准書、受諾書又は承
認書のうち三番目に寄託されるものの寄託の後三
番目の月の初日に効力を生ずる。

この条約は、その後これを批准し、受諾し又
は承認する国及びこれに加入する国については、
その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の
後三番目の月の初日に効力を生ずるものとし、ま
た、第二十二条に規定する通告によりこの条約を
適用する領域については、その通告の後三番目の
月の初日に効力を生ずる。

第二十六条

この条約は、前条第一項の規定により効力を生
じた日から五年間効力を有する。その日以後にこ
の条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれ
に加入する国についても、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに黙
示的に更新される。

廃棄は、五年の期間が満了する少なくとも六箇
月前にオランダ外務省に通告する。廃棄は、この
条約が適用される領域のうち特定の部分に限定し
て行うことができる。

廃棄は、これを通告した国についてのみ効力を
生ずるものとし、その他の締約国については、こ
の条約は、引き続き効力を有する。

第二十七条

オランダ外務省は、ヘーグ国際私法会議の構成
国及び第二十一条の規定に従つて加入した国に対
し、次の事項を通告する。

- 1 第二十条の署名、批准、受諾及び承認
- 2 第二十五条の規定によりこの条約が効力を
生ずる日
- 3 第二十一条の加入及びこれが効力を生ずる
日
- 4 第二十二条の適用及びこれが効力を生ずる
日
- 5 第二十三条の宣言及びその変更並びにこれ
らが効力を生ずる日
- 6 前条の廃棄
- 7 第十三条から第十五条まで及び第二十四条
に規定する留保並びに同条に規定する留保の
撤回

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け
てこの条約に署名した。

千九百七十三年十月二日にヘーグで、ひとしく
正文である英語及びフランス語により本書一通を
作成した。本書は、オランダ政府に寄託するもの
とし、その認証原本は、外交上の経路を通じて、
ヘーグ国際私法会議の第十二回会期の時の各構成
国に送付する。

(署名欄は省略)

扶養義務の準拠法に関する条約の締結につ
いて承認を求めるの件(参議院送付)に関す
る報告書

一 本件の要旨及び目的

扶養義務に関する規定の内容及び国際私法規
則が国によつて異なることは、涉外的扶養事件
の解決にとり支障をもたらすこととなるため、
ヘーグ国際私法会議は、昭和三十一年の第八回
会期において子に対する扶養義務準拠法に関す
る条約を採択した。その後、子に対する関係を
含め広く親族関係一般から生ずる扶養義務に関
する国際私法規則を統一することの重要性が認
識され、ヘーグ国際私法会議は、第十二回会期
における検討を経て昭和四十八年十月二日にこ
の条約を作成した。本条約は、昭和五十二年十
月一日に効力を生じており、現在の加盟国は七
箇国である。

本条約は、国際的な扶養義務について裁判等
において争われる場合、扶養を請求する者が常

居所を有する国の法律を適用することを原則と
する統一的な準拠規則等について規定してい
る。

なお、本条約は、我が国について、批准書、
受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三番目の
月の初日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、国際私法規則の統
一に寄与する見地から、また、扶養義務に関す
る各国の法律間の抵触について適切な解決を図
る見地から有意義であると認め、本件は承認す
べきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年五月十六日

外務委員長 北川 石松
衆議院議長 坂田 道太殿

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正す
る法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月四日

参議院議長 木村 睦男
衆議院議長 坂田 道太殿

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「第四号」の下に「及び第二十二條第二項」を加える。

第二十二條第一項中「第二十四條第一項」を「第一号に掲げる資本取引のうち、本邦にある外国為替公認銀行と非居住者との間の金銭の貸借契約に基づき債権の発生等に係る取引で当該外国為替公認銀行における当該取引に係る資金の運用又は調達に関する経理が特別国際金融取引勘定において整理されるもの及び第二十四條第一項に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項に規定する特別国際金融取引勘定(以下この項において「特別国際金融取引勘定」という。)とその他の勘定との間における資金の振替その他の特別国際金融取引勘定の経理に関する事項及び特別国際金融取引勘定において経理される取引又は行為に關し当該取引又は行為の相手方が非居住者であることの確認その他必要な事項については、政令で定める。

2 前項の「特別国際金融取引勘定」とは、本邦に

ある外国為替公認銀行が、非居住者(外国法令に基づいて設立された法人その他政令で定める者に限る。以下この条において同じ。)から受け入れた預金その他の非居住者から調達した資金を非居住者に対する金銭の貸付けその他の非居住者に対する資金の運用に充てるために行う次の各号に掲げる取引又は行為に係る資金の運用又は調達に關する経理をその他の取引又は行為に係る資金の運用又は調達に關する経理と区分して整理するため大蔵大臣の承認を受けて設ける勘定をいう。

- 一 第二十条第一号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の預金契約で政令で定めるものに基づく債権の発生等に係る取引
- 二 第二十条第二号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の金銭の貸借契約に基づき債権の発生等に係る取引
- 三 その他政令で定める取引又は行為

附 則

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、我が国金融・資本市場の国際化に対

する内外の要請の高まりに対応し、非居住者からの資金調達及び非居住者に対する資金運用について、金融上・税制上の制約の少ないいわゆるオフショア市場を創設するため、次により外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正しようとするものである。

1 外国為替公認銀行と非居住者との間の金銭の貸借契約に基づく資本取引で、その経理が特別国際金融取引勘定において整理されるものについては、届出を要しないこととする。

2 特別国際金融取引勘定とは、外国為替公認銀行が、非居住者との間で行う一定の預金、金銭の貸借に關する経理をその他の取引に關する経理と区分して整理するため大蔵大臣の承認を受けて設ける勘定をいうものとする。

3 その他所要の措置を講ずることとする。

4 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

我が国経済の国際化の進展に対応し、国際金融取引の一層の円滑化を図るため、外国為替公認銀行と非居住者との間の金銭の貸借契約に基づく資本取引のうち届出を要しないものを定める等所要の措置を講ずることとする本案は、時宜に適した措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

昭和六十一年五月十六日

大蔵委員長 小泉純一郎
衆議院議長 坂田 道太

扶養義務の準拠法に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和六十一年四月二十五日

参議院議長 木村 睦男
衆議院議長 坂田 道太

扶養義務の準拠法に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務(以下「扶養義務」という。)の準拠法に關し必要な事項を定めるものとする。

(準拠法)

第二条 扶養義務は、扶養権利者の常居所地法によつて定める。ただし、扶養権利者の常居所地法によればその者が扶養義務者から扶養を受けることができないときは、当事者の共通本国法によつて定める。

2 前項の規定により適用すべき法律によれば扶養権利者が扶養義務者から扶養を受けることができないときは、扶養義務は、日本の法律によつて定める。

(傍系親族間及び姻族間の扶養義務の準拠法の特例)

第三条 傍系親族間又は姻族間の扶養義務は、扶養義務者が、当事者の共通本国法によれば扶養

権利者に対して扶養をする義務を負わないことを理由として異議を述べたときは、前条の規定にかかわらず、その法律によつて定める。当事者の共通本国法がない場合において、扶養義務者が、その者の常居所地法によれば扶養権利者に対して扶養をする義務を負わないことを理由として異議を述べたときも、同様とする。

2 前項の規定は、子に対する扶養義務の準拠法に関する条約(昭和五十二年条約第八号)が適用される場合には、適用しない。

(離婚をした当事者間等の扶養義務の準拠法についての特例)

第四条 離婚をした当事者間の扶養義務は、第二条の規定にかかわらず、その離婚について適用された法律によつて定める。

2 前項の規定は、法律上の別居をした夫婦間及び婚姻が無効とされ、又は取り消された当事者間の扶養義務について準用する。

(公的機関の費用償還を受ける権利の準拠法)

第五条 公的機関が扶養権利者に対して行つた給付について扶養義務者からその費用の償還を受ける権利は、その機関が従う法律による。

(扶養義務の準拠法の適用範囲)

第六条 扶養権利者のためにその者の扶養を受け

る権利を行使することができる者の範囲及びその行使をすることができ期間並びに前条の扶養義務者の義務の限度は、扶養義務の準拠法による。

(常居所地法及び本国法)

第七条 当事者が、地域的に、若しくは人的に法律を異にする国に常居所を有し、又はその国の国籍を有する場合には、第二条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、その国の規則に従い指定される法律を、そのような規則がないときは当事者に最も密接な関係がある法律を、当事者の常居所地法又は本国法とする。

(公序)

第八条 外国法によるべき場合において、その規定の適用が明らかに公の秩序に反するときは、これを適用しない。

2 扶養の程度は、適用すべき外国の法律に別段の定めがある場合においても、扶養権利者の需要及び扶養義務者の資力を考慮して定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、扶養義務の準拠法に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前の期間に係る扶養義務については、なお従前の例による。

(法例の一部改正)

3 法例(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第三十一条に第一項として次の一項を加える。

本法ハ夫婦、親子其他ノ親族関係ニ因リテ生ズル扶養ノ義務ニ付テハ之ヲ適用セズ

扶養義務の準拠法に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本案は、「扶養義務の準拠法に関する条約」の締結に伴う国内法上の所要の措置を講じようとするものであり、その目的は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養義務の準拠法に關し必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 扶養義務は、扶養権利者の常居所地法によつて定めるものとする。ただし、扶養権利者の常居所地法によればその者が扶養義務者から扶養を受けることができないときは、扶養義務は、当事者の共通本国法によつて定めるものとし、さらに、当事者の共通本国法によつても扶養を受けることができないときは、日本の法律によつて定めるものとする。

2 傍系親族間及び姻族間の扶養義務については、扶養義務者は、一定の要件の下に、扶養権利者の請求に対して異議を述べることができるとすること。

3 離婚をした当事者間の扶養義務は、その離婚について適用された法律によつて定めるものとする。

4 公的機関の費用償還を受ける権利の準拠法及び扶養義務の準拠法の適用範囲等について若干の規定を設けるものとする。

5 この法律の施行前の期間に係る扶養義務については、なお従前の例によるものとし、また、この法律の制定に伴い、法例に所要の改正を加えるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、「扶養義務の準拠法に関する条約」の締結に伴い、扶養義務の準拠法に関する規定を整備しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和六十一年五月二十日

法務委員長 福家 俊一
衆議院議長 坂田 道太殿

去る十六日は、會議を開くに至らなかつた。

昨二十日は、会議を開くに至らなかったため、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第二十七号

昭和六十一年五月二十日(火曜日)

午後一時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

第二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第四 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和六十一年五月二十一日 衆議院會議録第三十号

九九四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 〒105
電話 東京 五二四二(大代)

定価
一〇〇〇
円部